



とらつく鳥取

もくじ

●〔行政通知〕トラックの人材確保を後押し～「働きやすい職場認証制度」の創設～	1
●〔協会通知〕鳥ト協「標準的な運賃」普及セミナー開催のお知らせ	3
●〔協会通知〕令和2年度整備管理者研修会の実施について	4
●〔協会通知〕令和2年度トラック用タイヤチェーン導入促進助成金受付開始	7
●〔協会通知〕令和2年度「貨物自動車用ヒーター」助成金受付開始	16
●〔協会通知〕事業用トラック運転者安全教育研修助成金制度について	28
●〔協会通知〕鳥ト協 人材確保(労働)セミナー開催について	35
●〔協会通知〕鳥ト協 引越基本講習の開催について	38
●〔協会通知〕鳥ト協 引越管理者講習の開催について	40
●〔協会通知〕令和2年度初任運転者教育安全運転研修の開催について	43
●〔協会通知〕新型コロナウイルス感染者確認時の速報方について(お願い)	51
●〔協会通知〕厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～実施にかかるご協力をお願い	52
●〔協会通知〕「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集」について	54
●〔協会通知〕『トラックの日』清掃活動にご協力下さい	54
●〔協会通知〕事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について	55
●〔陸災通知〕【厚生労働省補助事業】荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内	56
●〔陸災通知〕陸運と安全衛生 No.614	57
●第110回 トラック運送業界の景況感(速報)	59
●交通事故発生状況(7月末)	63
●令和2年度 第1回 運行管理者試験問題(貨物)(令和2年8月23日実施)	64
●運行管理者試験事前対策講習会を開催	72
●新聞記事のご紹介	72
●会員事業所の異動	73
●求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について	74
●適正化事業・巡回指導報告書(令和2年7月実施分)	75
●軽油価格推移表(2020年7月)	76
●2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー	77
●8月 業務日誌・9月 行事予定	78

★鳥取県交通安全年間スローガン★

つくろうよ 事故なし 笑顔の鳥取県

★令和2年交通安全年間スローガン★
内閣総理大臣賞〈最優秀作〉

【同乗者を含む運転者向け】

スマホより 横断歩道の 僕を見て

【歩行者・自転車利用者向け】

夕暮れの 一番星は 反射材

【小・中学生向け】

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



行政通知

トラックの人材確保を後押し～「働きやすい職場認証制度」の創設～

令和2年8月21日

自動車局総務課企画室

自動車運送事業者による働き方改革の取組（職場環境の改善努力）を「見える化」し、求職者が容易に確認できるようにします。また、より働きやすい労働環境の実現、安定的な人材の確保を図ります。

1. 背景

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組の一環として、今年度より「働きやすい職場認証制度」を創設することとしました。

本制度を通じ、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促します。併せて、更なる改善の取組を促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図って参ります。

2. 概要

(1) 対象

自動車運送事業者（トラック事業者、バス事業者（乗合、貸切）、タクシー事業者）

(2) 審査要件

①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成の5分野について、基本的な取組要件を満たすことにより認証。併せて、自主的・先進的な取組を参考点として点数化。

(3) 認証手続き

国土交通省の指定を受けた一般財団法人日本海事協会が認証実施団体として申請受付、審査、認証等の手続きを実施。

(4) 料金（予定）

審査料：5万円（税別）／1申請あたり ※インターネットによる電子申請の場合、3万円（税別）に割引
登録料：6万円（税別）／1申請あたり

(5) 認証結果等の活用（予定）

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や認証事業者と求職者のマッチング支援を検討。また、求人エージェントと連携し、先進的な取組を広く発信予定。

3. スケジュール（予定）

申請期間：令和2年9月16日（水）～12月15日（火）

<参考>

(1) 一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」ホームページ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

（申請案内書、「申請案内書」の骨子、申請のポイント紹介動画等をご覧ください（申請案内書等のダウンロードもこちらから））

(2) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」の概要（別添）

以上

鳥ト協 HP → https://www.torakyo-tottori.or.jp/_src/2650/20200826syokubaninsyo.pdf?v=1589254444939

【お問い合わせ先】

自動車局総務課企画室 重見、橋本、小島

代表 03-5253-8111（内線 41162）

直通 03-5253-8564 FAX 03-5253-1636

自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画

- 平成30年5月に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」(議長：野上内閣官房副長官)において、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を策定。
- 自動車の運送業務への罰則付きの時間外労働の導入に向け、政府を挙げて以下の取組を強力に推進。

「★」を付した施策は、「直ちに取組む施策」(2017年8月)以降の追加施策

I. 長時間労働是正の環境整備

(1) 労働生産性の向上

- ① 輸送効率の向上【警・農・経・国・環】
- ・輸送分野別の取組の強化★
 - ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成・見直し
 - ・トラック予約受付システムの導入促進(荷待ち時間短縮)
 - ・機械荷役への転換促進(荷役時間短縮)
 - ・高速道路の有効活用(走行時間短縮)
 - ・宅配ボックスの普及促進(再配達削減)
 - ・ダブル連結トラックの導入促進(車両の大型化)

② 潜在需要の喚起による収入増加【国】

- ・インバウンド需要の取り込み★
- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービス導入

③ 運転以外の業務も効率化【国】

- ・IT点呼の更なる導入拡大★

(2) 多様な人材の確保・育成

- ① 働きやすい環境の整備【厚・農・国】
- ・女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方の検討★
 - ・中継輸送の普及促進(泊まり勤務を日帰り勤務に)
 - ・機械荷役への転換促進(力仕事からの解放)(再掲)
- ② 運転者の確保【警・厚・国】
- ・第二種免許制度の在り方についての検討
 - ・大型一種免許取得の職業訓練の実施

(3) 取引環境の適正化

① 荷主・元請等の協力の確保【厚・農・経・国】

- ・「ホワイト物流」推進運動の実施★
- ・輸送分野別の取組の強化★(再掲)
- ・引越運送における人手不足対策の推進★

② 運賃・料金の適正收受【国】

- ・標準運送約款の改正趣旨の浸透促進★
- ・トラック事業者・荷主のコスト構成等への共通理解の形成促進★

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

- ① 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」の実現支援【国】
- 事業者団体による取組を支援

- ② ホワイト経営の「見える化」【国】
- ホワイト経営に取り組み事業者の認証制度の創設

- ③ 労働時間管理の適正化の促進【国】
- ICTを活用した運行管理の普及方策の検討・実施★

- ④ 行政処分の強化【国】
- 新処分基準による行政処分の実施

協会通知

鳥ト協 「標準的な運賃」普及セミナー開催のお知らせ

令和2年8月25日

会員各位

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人
(公印省略)

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当協会では、本年4月に国土交通省から告示された「標準的な運賃」の考え方やその適用方法などについて、会員事業者に普及を図り、荷主との交渉に活用いただくため、標記セミナーを下記のとおり開催いたします。
ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。
なお、コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用の徹底をお願いいたします。

記

- 日時 令和2年10月14日(水) 13:30～16:30(受付12:45開始)
- 場所 とりぎん文化会館 第1会議室(1階)
鳥取市尚徳町101-5 電話:0857-21-8700
- 内容 (1)『標準的な運賃』の告示の概要について
講師:国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局 担当官
(2)『標準的な運賃』の告示内容及び活用方法について
講師:株式会社日通総合研究所 プリンシパルコンサルタント 金澤 匡晃 氏
- 対象者 経営者及び運行管理者等
- 受講料 無料
- 募集人数 定員100名(申込期限:先着順。定員になり次第締め切ります)
- 申込方法 別添の「参加申込書」をご記入の上、記載のFAX番号までお申し込みください。
- 主催 (公社)全日本トラック協会 / (一社)鳥取県トラック協会(共催)
- その他 中部地区、西部地区でも開催を予定しております。開催日等は現在調整中です。開催日時等が確定いたしましたら広報誌とらっく鳥取及び鳥ト協HPにてご案内させていただきます。

以上

鳥取県トラック協会 業務課 浜田あて
FAX 0857-27-7051

「標準的な運賃」普及セミナー 参加申込書

会社名					
TEL	-	-	FAX	-	-
住所					
参加者	(所属営業所)	(氏名)			
	(所属営業所)	(氏名)			

FAX 送信ご担当者氏名 _____

セミナーに関するお問い合わせ先

鳥取県トラック協会 業務課 担当:浜田 電話:0857-22-2694

〈締切日〉 令和2年9月30日(水曜日)

協会通知

令和2年度整備管理者研修会の実施について

令和2年8月21日

会 員 殿

一般社団法人 鳥取県トラック協会 会長 川上 和人

中国運輸局鳥取運輸支局主催の令和2年度整備管理者研修会が、別紙日程により実施されますので、選任届を提出している整備管理者（令和元年度受講していない方）は、必ず受講して頂きますようお願いいたします。

なお、令和元年度整備管理者研修会（選任後研修）を受講された方、今年度中に整備管理者選任前研修を受講し選任された方は除きます。

昨年度中に選任前研修を受講して選任された方は、今年度受講対象になります。

別紙の受講申込書に記入の上、下記期限までに提出（FAX又は郵送）してください。

記

1. 受講申込書の提出期限 令和2年10月9日（金）
2. 受講申込書の提出先 〒680-0006 鳥取市丸山町219-1（一社）鳥取県トラック協会
FAX番号（0857-27-7051）
3. テキスト代 会員事業者の負担はありません
4. 当日持参するもの 筆記用具（ボールペン）

（参考）貨物自動車運送事業輸送安全規則

第3条の4（整備管理者の研修）

貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第50条第1項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- (1) 整備管理者として新たに選任した者
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

令和2年度整備管理者研修会（選任後研修）実施要領

- 1 主催
中国運輸局鳥取運輸支局
- 2 研修対象者
自動車運送事業の整備管理者（道路運送車両法第50条の規定により選任されている整備管理者に限る。）であって、次に掲げる者。
 - (1) 今年度新たに選任された者（※）
（ただし、今年度に整備管理者選任前研修を受講した者はこの限りではない。）
 - (※) 「新たに選任された者」とは、当該事業者において整備管理者として初めて選任された者のことをいい、当該事業者において、過去に選任されていた者や他の使用の本拠の位置で選任されていた者は、これに該当しない。
 - (2) 令和元年度の整備管理者選任後研修を受講していない者
- 3 実施日時及び場所
【東部】 日時：令和2年11月20日（金） 13：30～16：30
場所：とりぎん文化会館（小ホール）
鳥取市尚徳町101-5 TEL 0857-21-8700
【中部】 日時：令和2年11月5日（木） 13：30～16：30
場所：まなびタウンとうはく（4階多目的ホール）
東伯郡琴浦町徳万266-5 TEL 0858-52-1111
【西部】 日時：令和2年10月28日（水） 13：30～16：30
場所：米子コンベンションセンター（小ホール）
米子市末広町294 TEL 0859-35-8111
- 4 研修内容
 - (1) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策について
 - (2) 関係法令の改正内容及び整備に関する行政情報について

整備管理者研修(選任後研修)受講申込書

令和2年 月 日

中国運輸局鳥取運輸支局長 殿

FAX 0857-27-7051
(鳥取県トラック協会)

事業者の氏名
又は 名称

事業者の住所

連絡先 (TEL)

切
り
取
り
線

受講者の氏名	営業所名	現在の職名 (○印をする)			受講希望地 (○印をする)		
		整備 管理者	補助者	その他	11/20	11/5	10/28
					東部	中部	西部

協会通知

令和2年度 トラック用タイヤチェーン導入促進助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和2年10月1日～令和2年10月30日

予算オーバーの時は、予定機数に比率（総申請数分の各申請数）を掛けて助成数を決定します。（1セット未満切捨て、但し最低数は1セット。）

(2) 2次受付期間 令和2年11月2日～令和2年12月25日

1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。（先着順受付）

予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。

***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者が、令和2年4月1日から令和3年1月31日の間に、トラック用タイヤチェーンを新品購入（現金・割賦販売）またはリースで装着する際の導入費用（除く消費税）に対し助成を行う。

3. 対象商品

(1) 走行装置に確実に取り付けことができ、かつ安全な運行を確保する商品。

装着にあたっては、道路運送車両法の保安基準に抵触しないこと。

(2) 装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用（緑ナンバー）貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額（1セット当たり）導入費の1/2、上限15,000円

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協 150万円

5. 鳥ト協の助成上限数（1事業者）

①トラック用タイヤチェーン……………5セット

6. 申請時提出書類

①トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書（様式1）

②導入する商品のメーカー名・商品名・商品サイズ・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

7. 交付決定

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和3年2月26日（金）

提出書類

①トラック用タイヤチェーン導入促進助成事業実績報告書兼請求書（様式3）

②請求書（写）…導入商品のメーカー名・商品名・商品サイズ・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの

③領収を確認できるもの（領収書等（写））

④リース契約書（写）・商品のメーカー名・商品名の記載があるもの

⑤装着する車両の車検証（写）

9. 申請をされる方は、トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
改正 令和2年3月24日

(目的)

第1条 一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）は、大雪時の道路交通を確保し、雪道での安全運行をするために、事業用貨物自動車車両に装着するタイヤチェーンの導入費用の一部を助成する。

(対象商品)

第2条 助成の対象となるタイヤチェーンは、走行装置に確実に取り付けことができ、かつ安全な運行を確保する商品とする。

2 商品の装着にあたっては道路運送車両法の保安基準に抵触しないことを条件とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、前条の対象の新品機器を現金もしくは割賦販売での購入（以下「購入」という。）またはリースで装着する鳥ト協の会員事業者（以下「会員事業者」という。）の、その際の導入費用（除く消費税）に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第4条 商品を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、導入費用の1/2、上限15,000円とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。

(助成の上限対象数)

第6条 1 会員事業者に対する助成対象数は、その都度定める。

(交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。

ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第8条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めるときは、様式2「トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。

2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第9条 会員事業者は、商品の導入が完了したときは、様式3の「トラック用タイヤチェーン導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第10条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めるときは、購入およびリースによる導入とも事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった商品が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

附則

本要綱は令和元年7月24日より施行する。

令和2年3月24日 一部改正（令和2年4月1日施行）

第5条

令和 年 月 日

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者

住 所

事業者名

代表者

⑩

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱第7条の規定に基づき、
申請します。

記

1. 助成金申請額 円
2. トラック用タイヤチェーン導入数
① タイヤチェーン セット
3. 導入単価（除く消費税） 円
4. 導入タイヤチェーン
①メーカー名
②商品名
③商品サイズ
5. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦

添付書類

・ 導入する商品のメーカー名・商品名・サイズ・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載されたもの（見積書等（写））

鳥ト協受付印

様式 3

トラック用タイヤチェーン導入助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

(整理番号)
住 所
申請・請求者
代 表 者

㊞

トラック用タイヤチェーン導入促進助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円
2. トラック用タイヤチェーン導入単価と導入数

タイヤチェーン (購入日: 年 月 日)
導入単価 円
導入数 セット

装着車両

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取

3. 導入機器

- ① メーカー名
② 商品名
③ 商品サイズ

4. 導入形態 購入 ・ リース ・ 割賦

5. 振込先

銀行支店名:

預金種別:

口座番号:

ふりがな

口座名義:

添付書類

- ・ トラック用タイヤチェーン装着証明書 (様式4)
- ・ 請求書 (写) ・ ・ 導入商品のメーカー名・商品名・商品サイズ・数量・
金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
- ・ 領収証 (写) ・ ・ 領収を確認できるもの (領収書等 (写))
- ・ リース契約書 (写) ・ ・ 商品のメーカー名・商品名の記載があるもの
- ・ 割賦販売契約書 (写) ・ ・ 商品のメーカー名・商品名の記載があるもの
- ・ 装着車両の自動車検査証 (写)

様式 4

トラック用タイヤチェーン装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
取付業者名
(ディーラー等)

印

(会員事業者名)

(機器メーカー名)

切 _____ が _____ の

り (商品名・サイズ) (装着年月日)

取 _____ を令和 年 月 日に下記の

り 車両に取付けたことを証明いたします。

線 記

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取
鳥取	鳥取	鳥取

ワイヤロープ設置工事、舗装補修工事、トンネル内非常用設備点検作業のため

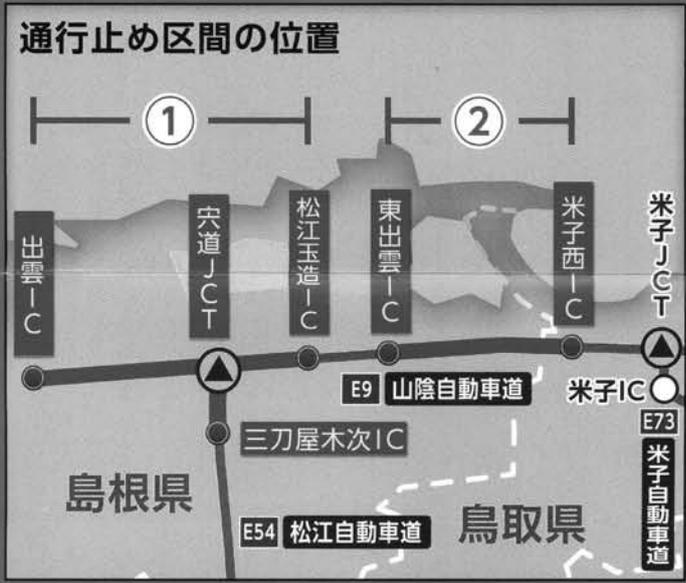
E9 山陰自動車道
E54 松江自動車道

夜間通行止

① 令和2年 9月28日(月)夜～10月17日(土)朝
各日20時～翌朝6時まで(15夜間)
※予備日 10月19日(月)～22日(木)(3夜間)
(土日の夜間は除く)



② 令和2年 10月22日(木)夜～10月31日(土)朝
各日20時～翌朝6時まで(7夜間)
※予備日 11月4日(水)～6日(金)(2夜間)
(土日の夜間は除く)



月	火	水	木	金	土	日
9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4
①通行止	①通行止	①通行止	①通行止	①通行止		
10/5	10/6	10/7	10/8	10/9	10/10	10/11
①通行止	①通行止	①通行止	①通行止	①通行止		
10/12	10/13	10/14	10/15	10/16	10/17	10/18
①通行止	①通行止	①通行止	①通行止	①通行止		
10/19	10/20	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25
①予備日	①予備日	①予備日	②通行止	②通行止		
10/26	10/27	10/28	10/29	10/30	10/31	11/1
②通行止	②通行止	②通行止	②通行止	②通行止	②通行止	
11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8
		②予備日	②予備日			

ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願いいたします。
通行止め期間中の詳しい迂回路は裏面をご覧ください。

NEXCO西日本中国支社
マスコミキャラクター
ウェイウェイ



工事のお問い合わせは 松江高速道路事務所 TEL:0852-62-9230 受付時間 平日/9:00～17:00 ※通行止め当日は工事終了時刻まで受付

24時間全国の高速度道路
情報提供「アイハイウェイ」
iHighway
https://ihighway.jp



工事規制情報等
専用WEBサイト

ウェイウェイナビ
https://www.w-nexco.co.jp/refresh/



協会通知

令和2年度「貨物自動車用ヒーター」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

- (1) 1次受付期間 令和2年10月1日～令和2年10月30日
予算オーバーの時は、先ずアンケート提出者を優先し、次に先着順で決定します。
- (2) 2次受付期間 令和2年11月2日～令和2年12月25日
1次受付で予算に余裕がある場合のみ受け付けます。(先着順受付)
予算枠をオーバーした場合は、申込受付を終了します。
***申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。**

2. 申請対象者

令和2年4月1日から令和3年2月26日の間に、**新品機器を購入(現金・割賦販売)**または**リース**で装着する会員事業者で、その際の導入費用(含む装着費、除く消費税)に対し助成を行う。

3. 対象機器・車両

- (1) エンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器のエアヒーターで全ト協が認めたもので別表の「助成対象貨物自動車用ヒーター一覧表」のとおりとする。
- (2) 装置を取り付ける車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用(緑ナンバー)貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

- (1) 助成額 機器1台当り **導入費用の2分の1**で限度額は、**上限60,000円**とする。
- (2) 予算枠 全ト協、車載バッテリー式冷房装置と合わせて36万円
(全ト協の助成金のみで、交付金の助成金はありません。)
- (3) 助成条件
国からの補助金が交付された装置に対しては、助成対象外となります。

5. 申請時提出書類

- ①貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書(様式1)
- ②導入する機器メーカー名・機器名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)等が記載された見積書(写)

6. 交付決定

貨物自動車用ヒーター助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 実績報告期限 導入・支払完了後2か月以内

最終報告期限：令和3年2月26日(金)

- 提出書類
- ①貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書(様式3)
 - ②貨物自動車用ヒーター装着証明書(様式4)
 - ③誓約書(様式5)
 - ④請求書(写)…機器の名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの
 - ⑤領収を確認できるもの(領収書等(写))…請求書と同額なもの(リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必要です。)
 - ⑥リース契約書・割賦販売契約書(写)…機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの
 - ⑦装着自動車検査証(写)

8. 申請をされる方は、貨物自動車用ヒーター導入助成金交付要綱(次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載)を必ずお読み下さい。

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL0857-22-2694

貨物自動車用ヒーター導入助成金交付要綱

一般社団法人 鳥取県トラック協会
改正 平成 30 年 3 月 23 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が、貨物自動車用ヒーターを導入する際、鳥ト協がその代金の一部を助成することとし、環境対策推進事業の一貫として、アイドリングストップ運動の推進に努めることを目的とする。

(対象機器)

第 2 条 対象となる機器は、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用暖房機器のエアヒーターで、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認めたものとする。

(助成対象)

第 3 条 助成の対象は、各年度の別途指定する期間に、新品機器を現金もしくは割賦販売での購入またはリースで装着する会員事業者の、その際の導入費用（含む装着費・除く消費税）に対し助成を行う。

(装着対象車両)

第 4 条 機器を装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内の営業用（緑ナンバー）貨物自動車とする。

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金は全ト協が交付し、機器 1 台当たりの助成金の交付額は、機器の導入費用の 2 分の 1 とし、6 万円を限度とする。
ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

(助成の上限台数)

第 6 条 1 事業者に対する助成台数は、その都度定める。

(交付申請)

第 7 条 会員事業者は、様式 1 の「貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに、鳥ト協へ申請する。
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。
2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(交付決定)

第 8 条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式 2 の「貨物自動車用ヒーター助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告・助成金請求)

第 9 条 会員事業者は、機器の導入が完了したときは、様式 3 の「貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」（以下「実績報告書」という。）および様式 4 の「貨物自動車用ヒーター装着証明書」を、別途指定する日までに、鳥ト協へ提出しなければならない。
2 前項の実績報告書に必要な添付書類は、別に定める。

(助成金の交付)

第 10 条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、適切と認めたときは、申請者へ交付した後、全ト協へ助成金を請求する。

(助成金の返還)

第 11 条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。
(1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(申請の変更・取下げ)

第12条 交付決定後、会員事業者は、申請内容を変更するときは、「貨物自動車用ヒーター助成金交付申請変更届」を、また申請を取下げるときは、様式6「貨物自動車用ヒーター助成金交付申請取下届」を鳥ト協へ提出しなければならない。

(機器の処分制限)

第13条 会員事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して6年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ鳥ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 会員事業者は、前項による処分が行われたときは、鳥ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

また、全ト協が定めたアイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱・要領・実施細則も適用する。

附則

本要綱は平成18年11月1日より施行する。

平成24年10月5日 一部改正

第1条・第2条・第3条・第4条・第5条・第7条・第9条・第10条・第11条・第12条・第13条・第14条

平成25年5月13日 一部改正

第1条、第3条、

平成28年5月24日 一部改正

第13条、第14条

平成29年5月24日 一部改正（平成29年4月1日施行）

第5条、第11条、第12条、第13条、第14条

平成30年3月23日 一部改正（平成30年4月1日施行）

第13条第2項

別 添

アイドリングストップ支援機器一覧（エアヒーター装置）

令和2年7月3日現在

◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンド コンフォートジャパン	エアヒーター AT2000ST
	ベバストヒーター AT2000STC
エバスベヒャー ミクニ	エアトロニック D2
クロコアートファクトリー	BRANO エアヒーター ATESO ALFA D2

令和 年 月 日

貨物自動車用ヒーター助成金交付申請書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

申請者
住 所
事業者名
代表者 ㊞

貨物自動車用ヒーター導入助成金交付要綱第7条の規定に基づき、申請します。

切 記

- り
- 取
- り
- 線
1. 助成金申請額 円 (全ト協助成金)

 2. 導入台数 台

 3. 機器導入単価 (含む装着費・除く消費税) 円

 4. 導入機器
 - ①機器メーカー名

 - ②機器名称・型式

 5. 導入形態 購入 ・ 割賦 ・ リース

添付書類

※導入する機器のメーカー名・機器名称・型式・数量・金額 (単価と総額)
(含む装着費・除く消費税) 等が記載された見積書 (写)

鳥ト協受付印

様式 3

貨物自動車用ヒーター導入助成事業実績報告書
(助成金交付請求書)

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者

印

貨物自動車用ヒーター導入助成金交付要綱第9条に基づき、下記のとおり
助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 円 (全ト協助成金)

2. 貨物自動車用ヒーター装着台数 台

装着車両

装着車両登録番号	装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取	鳥取

3. 導入機器

① 機器メーカー名

② 機器名称・型式

4. 導入形態 購入 ・ 割賦 ・ リース

5. 振込先

銀行支店名：

預金種別：

口座番号：

口座名義：

添付書類

※ 貨物自動車用ヒーター装着証明書(様式4)

※ 誓約書(様式5)

※ 請求書(写)・・・ヒーターの機器名称・型式・数量・金額(単価と総額、除く消費税)が
記載されたもの

※ 領収を確認できるもの(領収証等(写))・・・請求書と同額なもの(リース・割賦販売の場合
も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必要です)

※ リース契約書・割賦販売契約書(写)・機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載がある
もの

※ 装着自動車検査証(写)

貨物自動車用ヒーター装着証明書

令和 年 月 日

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 殿

住 所
取付業者名
(ディーラー等)

印

(会員事業者名)

(機器メーカー

名)

が _____ の

(機器名称・型式)

(装着日)

_____ を令和 年 月 日に下記の

車両に取付けたことを証明いたします。

記

装着車両登録番号	装着車両登録番号
鳥取	鳥取
鳥取	鳥取

切
り
取
り
線

様式5

令和 年 月 日

一般社団法人鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人 様

住 所
事業者名
代表者名

誓 約 書
(エアヒーター)

弊社は、下記装置の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、ここにお誓いいたします。

記

1. メーカー名

2. 製 品 名

3. 型 式

4. 導 入 台数

5. 導 入（予定）年月日

切
り
取
り
線

事業用自動車の 点検・整備の概要

運送事業者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも①日常点検整備、②定期点検整備の実施が必要です。(道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

① 日常点検整備

- 自動車の使用者又は自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、日常点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。

② 定期点検整備

- 自動車の使用者は、定期的(3か月ごと)に点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。



行政処分基準(令和2年3月時点)

① 日常点検の未実施

<初違反> : 警告 ~ 5日 × 違反台数
<再違反> : 3日 ~ 10日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反> : 警告 ~ 10日 × 違反台数
<再違反> : 5日 ~ 20日 × 違反台数

<点検例> ホイール・ボルト関係の点検内容

日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりとチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょ。

① 目視での点検

② 点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検

ナットが締る方向に叩く

増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50~100km 走行後を目安に増し締めを行います。

ねじの締付け方向を確かめて締付けます

JIS方式(球面座)ダブルタイヤの場合

①アウター ②インナー ③アウター
ナットを ナットを ナットを
締めます。 締付けます。 締付けます。

右ねじの「R」表示
この図は右側タイヤの場合です。

③ タイヤ空気圧の点検

エアージェージ

前輪 後輪

定期点検

[3か月定期点検時]

日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか(規定の締付けトルクで締付けられているか)点検します。

[12か月定期点検時]

ディスクホイールの点検は、ホイールを取外して行います。

ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

上記の点検例を含む日常点検・定期点検を確実に実施し、自動車事故防止に努めましょ!

- 自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com



2020 自動車点検整備推進運動

協会通知

事業用トラック運転者安全教育研修助成金制度について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

会員事業者が、鳥ト協が指定した研修施設で交通安全教育を実施する場合に助成金を交付する制度を実施します。ご活用ください。

また、研修につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、変更、中止になる場合がございます。

1. 助成金

8,000 円（1 人当たり）

2. 研修対象施設と研修受講料及び納入期限

①イナバ自動車学校（鳥取市里仁 97 - 1）	（中 型）	11,000 円	研修当日
②鳥取県中央自動車学校（倉吉市福庭町 1 - 97）	（中 型）	11,000 円	研修当日
③鳥取県自動車学校（倉吉市西倉吉町 137）	（中型 3h）	11,000 円	研修当日
	（中型 6h）	22,500 円	研修当日
	（大型 3h）	19,800 円	研修当日
	（大型 6h）	29,700 円	研修当日
④米子自動車学校（米子市旗ヶ崎 2 - 15 - 1）	（準 中 型）	16,900 円	研修当日
	（中 型）	20,400 円	研修当日
	（大 型）	29,700 円	研修当日

3. 研修受入可能日

別紙（各施設で定めた通り）

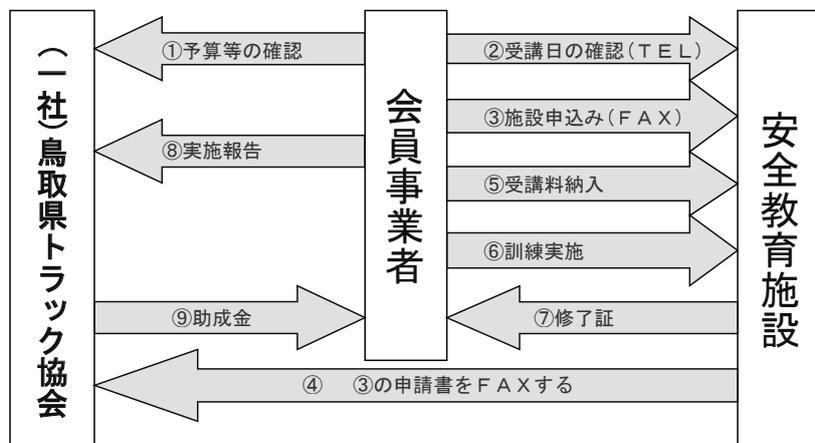
但し、人数制限等により希望日に受講できない場合もあります。

4. 申込期限

①イナバ自動車学校	研修日の 10 日前
②鳥取県中央自動車学校	研修日の 10 日前
③鳥取県自動車学校	研修日の 10 日前
④米子自動車学校	研修日の 20 日前

5. 申込の流れ

●本制度の基本的な仕組み



6. その他 別紙の同要綱・要領をご覧ください。

各施設の研修可能日

- ◎ イナバ自動車学校
10月1日～12月15日まで（但し、土・日曜日を除く）
10日前までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日
- ◎ 鳥取県中央自動車学校
10月1日～12月15日まで（但し、日曜日を除く）
前日までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日
- ◎ 鳥取県自動車学校
10月1日～11月30日まで（但し、日曜日を除く）
前日までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日
- ◎ 米子自動車学校
10月1日～11月30日まで
月、火、木、金曜日に実施、10日前までに施設と受講日を相談して下さい
受講費納入期限 研修当日

各施設とも人数枠・学校の事情により受講できない場合があります

事業用トラック運転者安全教育研修助成金要領

各研修施設の要綱の内容

		イナバ自動車学校	鳥取県中央自動車学校	米子自動車学校	鳥取県自動車学校	
研修受講料 (要綱第5条関係)		11,000円	11,000円	(準中型) 16,900円 (中型) 20,400円 (大型) 29,700円	中型 11,000円 大型 19,800円	
申込期限 (要綱第7条関係)	研修日の	10日前まで	10日前まで	20日前まで	10日前まで	
受講料納入期限 (要綱第8条関係)	研修日の	原則当日まで、但し納入方法において振込方式の事業者については、各事業所の振込支払日	当日	当日	当日	
申込取下げ期限 (要綱第10条関係)	研修日の	前日まで	前日まで	前日まで	当日前まで	
取下げ時期と違約金 (要綱第11条1号関係)	研修日の	当日	当日	当日	当日	
	受講料の	半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)	違約金なし	半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)	違約金なし	
受講中止と違約金	受講料の	受講しない場合	違約金なし	受講しない場合	違反金なし	途中中止の場合
		途中中止の場合		途中中止の場合		
		半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)		半額 (但し、交代者ありの場合は違約金なし)		全額
		全額		全額		全額

ドライバー等安全教育訓練助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(社)鳥取県トラック協会(以下「鳥ト協」という。)が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等(以下「ドライバー等」という。)に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金(以下「助成金」という。)交付事業について必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者(以下「助成対象事業者」という。)は鳥ト協会員トラック運送事業者であって、第3条に定める安全教育訓練施設(以下「研修施設」という。)に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

(助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は鳥ト協が指定する総合的な設備を有する次に掲げる安全教育訓練施設

(助成対象研修)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、鳥ト協が指定する。

(助成額)

第5条 研修施設における助成金の額は次に掲げるとおりとする。

(研修受講料)

第6条 研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用とする。

(助成適否の事前確認)

第7条 助成対象事業者は、助成適用の可否について、事前に鳥ト協の確認を得なければならない。

(施設の前予約と申込み)

第8条 前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、鳥ト協に対して提出しなければならない。

(受講料の納入)

第9条 助成対象事業者は、受講開始日の4日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。
2 受講開始日の4日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

(報告書)

第10条 助成対象事業者は訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」(以下「報告書」という。)を鳥ト協に提出しなければならない。
2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了書」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3による「研修参加感想文」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

(取下げ)

第11条 助成対象事業者が第11条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の4日前までに鳥ト協に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)

第12条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の全額を負担しなければならない。
(1) 研修受講開始日の3日前以降、申込みを取下げたとき。
(2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
(3) 第11条に基づく所定の書類を添付した報告書の添付をしないとき。
(4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

トラック運転者安全教育研修実施報告書兼助成金請求書

一般社団法人 鳥取県トラック協会
 会 長 川 上 和 人 殿

申請者



事業用トラック運転者安全教育研修を下記のとおり修了いたしましたので、
 同安全教育助成金を、下記のとおり請求いたします。

記

請求金額	円	
振込先	銀行	支店
	当座 ・ 普通 預金	口座番号
	フリガナ 口座名義	
受講研修施設 ○印で囲む	1. イナバ自動車学校	
	2. 鳥取県中央自動車学校	
	3. 鳥取県自動車学校	
	4. 米子自動車学校	
教育研修	(一社) 鳥取県トラック協会指定研修	
研修受講者	氏 名	研修受講日
		令和 年 月 日 (曜日)
		令和 年 月 日 (曜日)
		令和 年 月 日 (曜日)

○添付書類

- (1) 研修修了証の写し
- (2) 受講料に係る領収書（銀行振込金受取証等でも可）の写し

協会通知

● 鳥ト協 人材確保（労働）セミナー開催について ●

令和2年8月21日
一般社団法人 鳥取県トラック協会

トラック運送業界は安全・環境への対応もさることながら慢性的な労働力不足への対応が最重要課題となっています。厳しい経営環境の中、トラック運送事業を持続力のある産業として発展させていくためには人材の確保・定着・育成に向けた対策が不可欠です。そこで今回、トラック運送業界での経営改善支援を多く手がけられている日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘氏を講師に迎え、人材確保のための労働セミナーを下記日程により開催いたします。

ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、ぜひご参加くださいますよう、よろしくごお願い申し上げます。お手数ですが参加希望の方は、**令和2年11月6日（金）までにFAX**でお知らせください。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、セミナー会場は、換気をしっかり行い、アルコール消毒液を用意するなど、感染防止対策を行います。また、会場での「3密」を防止するため、参加定員を絞っておりますので、ご理解ください。

受講者の皆さんにおかれましては、当日は必ずマスクを着用し、体調が少しでもすぐれない時は、出席を見合わせ等のご対応をよろしくごお願い申し上げます。また、第二波の懸念が広がっていることから、新型コロナウイルスの感染拡大状況をみて、開催を見送る可能性があります。

記

1. 開催日時・場所

●米子会場

日 時 令和2年11月24日（火） 13時30分～17時00分
場 所 米子コンベンションセンター 第4会議室（米子市末広町294）

●鳥取会場

日 時 令和2年11月25日（水） 13時30分～17時00分
場 所 鳥取県トラック協会3階研修室（鳥取市丸山町219-1）

2. 主催 (公社) 全日本トラック協会、(一社) 鳥取県トラック協会
3. 講師 日本PMIコンサルティング株式会社 代表取締役 小坂真弘氏
4. 内容 ●人材不足時代における運転者人材の実態
●運転者人材等の採用
●新卒者、女性、高齢者の雇用促進
●人材が定着するための職場環境の整備
6. 参加費 無料
7. 募集人数 定員25名（申込期限：先着順。定員になり次第締め切ります。）
8. お問い合わせ

(一社) 鳥取県トラック協会 業務部 担当：南條 (電話) 0857-22-2694

令和2年 月 日

(一社) 鳥取県トラック協会 行
FAX番号：0857-27-7051

労働セミナー（人材確保）参加申込書

事業者名 _____

①役職 _____ 氏名 _____

②役職 _____ 氏名 _____

E2A 中国自動車道
ひょうご東条IC

夜間閉鎖

9/7(土) 9/12(土)
9/14(日) 9/15(火)

毎夜20時▶翌朝6時
※予備日 9/15(火)~9/19(土)

6夜間
雨天順延
4夜間



滝野社IC (岡山方面)

ひょうご東条IC → 県道91号はりま東条インター線 → 滝野社IC
→ 県道17号西脇三田線 → 国道175号線 → 滝野社IC

ひょうご東条IC ↕ 滝野社IC	高速道路の場合	迂回路の場合
	距離 約12km	約13km
所要時間	約9分	約20分 時間差+約11分

吉川IC (大阪方面)

ひょうご東条IC → 県道91号はりま東条インター線 → 吉川IC
→ 県道17号西脇三田線 → 吉川IC

ひょうご東条IC ↕ 吉川IC	高速道路の場合	迂回路の場合
	距離 約4km	約5km
所要時間	約3分	約7分 時間差+約4分

9月	月	火	水	木	金	土	日
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	13

毎夜20時▶翌朝6時
毎夜20時▶翌朝6時

予備日 予備日 予備日 予備日 予備日 予備日 予備日

凡例: ■ 実施日 □ 予備日

E19 中央道

リニューアル工事 昼夜連続・対面通行規制

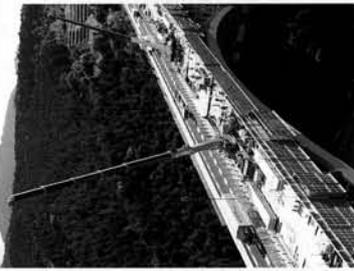
中津川上下線 園原 IC

9/23(水) 6時 → 12/1(火) 24時
土・日・祝日を含む70日間連続の工事です。

工事内容

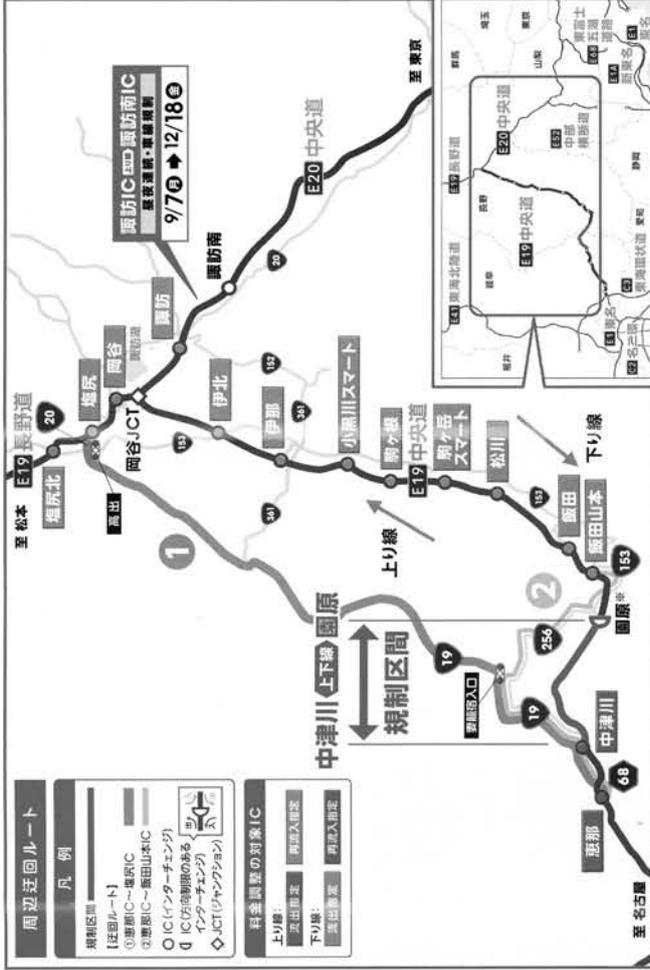
高速道路ネットワーク機能を長期にわたって健全に保つため、リニューアル工事をおこないます。開通から40年以上が経過し、老朽化した落合川橋(上り線)、上田川橋(上り線)および奇掛橋(上り線)のコンクリート床版を新しい床版に取り替え、床版防水を施工します。

床版取替工事の様子



老朽化した床版を撤去し、新しい床版/パネルをクレーンで一枚ずつ設置していきます。

周辺迂回ルートと迂回に伴う料金調整のご案内 ※料金調整はETC車限定です。



※園原ICは、東京方面から出られません。また、東京方面へは入れません。※小淵川スマートIC・奇掛橋スマートICはETC車限定です。

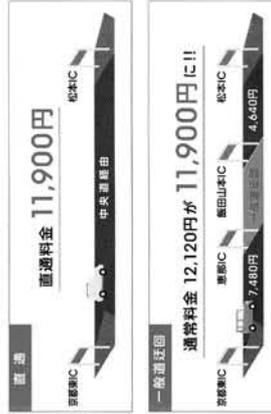
ルート番号	迂回区間	迂回ルート	所要時間 ※渋滞していない場合
①	園原IC ↓ 堀原IC	園原IC → 国道68号線 → 国道19号 → 国道20号 → 堀原IC	約140分 (高速道路利用時 約105分) [増加時間+35分]
②	園原IC ↓ 飯田山本IC	園原IC → 国道68号線 → 国道19号 → 国道256号 → 国道153号 → 飯田山本IC	約90分 (高速道路利用時 約35分) [増加時間+55分]

料金調整の内容 ETC車限定

園原IC～園原IC上下線のリニューアル工事の実施期間中、規制区間(中津川IC～園原IC上下線)を左図に記載の流出指定ICより一方通行に迂回し、再流入指定ICより同一方向の高速道路に乗り継がれる場合につきまして、園原IC～中央道を直通利用された場合より料金が異なる場合があります。直通利用された場合の高速道路料金と同額にする調整をおこないます。

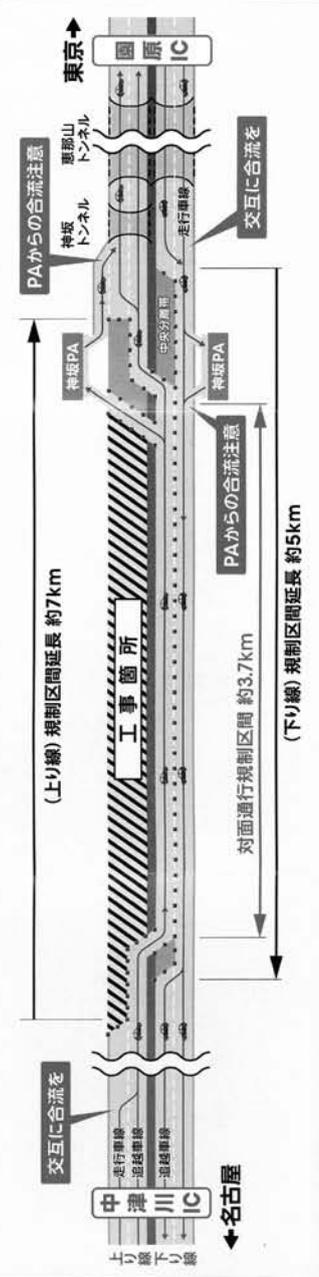
料金調整例

園原IC 名神 京都東ICから 園原IC 長野道 松本ICを大型車でご利用された場合



6時間以内に再流入指定ICで乗り継いでください。

規制内容



協会通知

鳥ト協 引越基本講習の開催について

鳥ト協発第27号
令和2年8月20日

事業者 各位

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会長 川上 和人
(公印省略)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした引越基本講習を下記のとおり開催いたしたく存じますので、該当される方はご受講いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本講習は、「引越事業者優良認定制度」の認定要件の一つとなっている引越管理者講習を受講するために必要な講習となっております。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年10月19日(月) 10時00分～16時00分(予定)
(受付9時30分～9時50分)
2. 場 所 琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」 研修室
3. 受講対象者 引越業務実務経験者(予定される方も含む)
4. 講習内容 引越業界の現状について / 標準引越運送約款の解説 等
5. 定 員 数 20名
6. 申込方法 別紙の申込書兼受講票に必要事項を記入し、令和2年9月23日(水)必着にてお申し込み下さい。
7. 受講費 協会員：1,500円 / 非協会員 1,500円
8. 持ち物 筆記用具(講習最後にテストを行いますので、赤ペンもご持参下さい。)
※新型コロナウイルス感染防止として、マスク着用をお願いします。

以上

協会通知

鳥ト協 引越管理者講習の開催について

鳥ト協 発第 28 号
令和 2 年 8 月 20 日

事業者 各位

一般社団法人 鳥取県トラック協会
会 長 川 上 和 人
(公印省略)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした引越管理者講習を下記のとおり開催いたしたく存じますので、該当される方はご受講いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本講習は、引越事業者優良認定制度の認定要件の一つとなっております、引越に関わる全ての事業所に 1 名以上在籍させる必要がございます。

敬 具

記

1. 日 時 令和 2 年 10 月 20 日 (火) 10 時 00 分～16 時 00 分 (予定)
(受付 9 時 30 分～9 時 50 分)
2. 場 所 琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」研修室
3. 受講対象者 平成 17 年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方
※平成 29 年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新(再受講)が必要になります。
※管理者講習修了者の方は、3 年以内ごとの更新(再受講)が必要となります。
※今年度より、お客様対応責任者は管理者講習の受講が必須となります。
4. 講習内容 標準引越運送約款の改正について / 家電 4 品目等の処分について
紛失、損傷、遅延に係わる賠償の対応について (グループ討議)
5. 定員数 20 名
6. 申込方法 別紙の申込書兼受講票に必要事項を記入し、令和 2 年 9 月 23 日 (水) 必着にてお申し込み下さい。(締め切り後の受付は一切致しません。)
7. 受講費 協会員：1,500 円 / 非協会員 1,500 円
8. 持ち物 筆記用具 顔写真 (別紙参照。指定サイズの写真をご用意下さい)
 名刺 (複数枚) 自社で使用している見積書 (様式)
※新型コロナウイルス感染防止として、マスク着用をお願いします。

以上

別紙

〔様式2〕

NO. _____

(B) 引越管理者講習 (申込書 兼 受講票)

鳥取県	トラック協会
-----	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード	0	3	1
-------	---	---	---

協会員	・	非協会員
-----	---	------

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード (個人コード)											0
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏名	せい	めい	※ふりがなを必ず記入して下さい。 ※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。			
	姓	名				
② 生年月日	年	月	日	※西暦で記入して下さい。		
③ 性別	男	性	・	女	性	※どちらかに○をして下さい。
④ 事業所名	会社名		営業所/支店名		※正式名称で記入して下さい。 ※(例) ○○引越センター等 無ければ空欄で。	
	⑤ 宣伝している名称					
⑥ 事業所住所	〒 - - 都道府県					
⑦ 電話番号・FAX	- -		- -			

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑦に記入して下さい。証明書は以下の点線枠内へ必ず貼り付けて下さい。

講習会受講日	2 0 2 0 年 10 月 20 日
講習会受講地	鳥 取 県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

(公社) 全日本トラック協会

(1) 写真付き証明書の写しについて

- ・ 前回受講時の講習修了証をお持ちの方はその写しを、初めて受講される方は免許証の写しを貼り付けて下さい。
- ・ 免許証のない方は、社員証などで結構です。(顔写真があるものが望ましい。その際、顔が判別できる写しを添付して下さい。)
- ・ 講習修了証を紛失等でお持ちでない方は免許証の写しを貼り付けて下さい。

<p>証明書はこちらに貼り付けて下さい。</p>

(2) 当日持参して頂くもの

- 筆記用具
- 修了証用顔写真

※上記指定サイズの写真をご用意下さい。(サイズ外だと修了証が作成できません。)

※写真の裏に必ず会社名、氏名、を記入し、指定サイズに切り取ってお持ち下さい。

(写真に凹凸がでないように注意！)

- 名刺
- 引越基本講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用したテキストをご持参下さい。

※平成31年4月以降発行のもの。テキストをお持ちでない方は当日テキストを配布いたします。

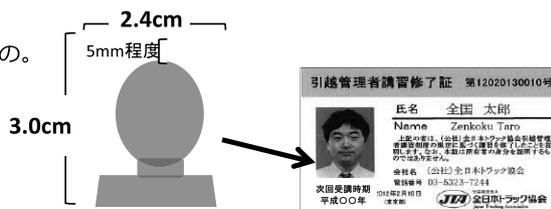
- 自社で使用している見積書

※改正標準引越運送約款の説明の際に使用いたします。

(3) 申込みに伴う注意点

【修了証用顔写真について】

- ・ 無帽無背景、かつ鮮明な写真。
- ・ 被写体は、申請者本人のみ、正面、肩口まで写っているもの。
- ・ 運転免許サイズ(縦：3.0cm×横：2.4cm)
- ・ 頭の上を必ず5mm程度空けること。
- ・ 6ヶ月以内に撮影されたもの。
- ・ 白黒不可。



顔写真は修了証作成に使用致します。

顔写真は当日ご持参頂き、その場で修了証を作成致します。

その為、当日写真の提出がない場合、講習会受講をお断りする場合がございます。

また、指定されたサイズ以外の写真は受付出来ませんのでご注意下さい。

令和2年度初任運転者教育安全運転研修の開催について

一般社団法人 鳥取県トラック協会

(一社)鳥取県トラック協会では、会員事業者を対象に「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(国土交通省告示第1366号)に基づき初任運転者に対する座学と実車を用いた15時間以上の教育のうち、座学7時間を自動車学校の協力を頂き行うこととしました。同教育の受講費用の一部は鳥ト協で助成します。

1. 初任運転者教育の開催日及び時間

令和2年度 各校の開催日程は別紙の通り

2. 開催場所

学校法人東雲学園 イナバ自動車学校

〒680-0935 鳥取県鳥取市里仁97-1

TEL (0857) 31-2111 FAX (0857) 31-0008

学校法人 山陰中央自動車学校

〒683-0853 米子市両三柳3027-5

TEL (0859) 22-4171 FAX (0859) 22-4174

学校法人柳心学園 米子自動車学校

〒683-0845 米子市旗ヶ崎2丁目15-1

TEL (0859) 33-1231 FAX (0859) 33-8767

3. 初任運転者教育内容

別紙1を参照

●この教育は全日本トラック協会制作のテキストを使用しますので、受講日までに各社で必ず購入していただき、受講当日持参して下さい。残り8時間の自社で行う研修にもテキストを使用していただくため、各社で最低1セットの購入をお願いします

※テキストは発注からお手元に届くまで2週間ほど掛かると見込まれますので、早めの手配をお願い致します。

※テキストの購入については、後ページにあります「事業用トラックドライバー研修テキスト」購入申込書をご利用下さい。

(所属連合会・協同組合名欄に鳥取県トラック協会と記入して、直接日貨協連へお申込み下さい、)

4. 教育対象者

初任運転者

(安全規則第3条第1項に基づき運転者として新たに雇い入れた者、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。)

5. 研修費用

1名 38,500円(税込み) 受講当日受付でお支払い下さい

●鳥ト協で前記受講費用のうち、1名につき35,000円を助成します。受講後に助成金の申請を行って下さい

6. 受講申し込み方法

受講予定の2週間前までに各自動車学校に受講日程の空きを確認を行い、受講の可否の確認後、様式1の申込書を各自動車学校にFAX送付して申し込みをして下さい。

7. 助成金の申請手続き

研修の受講後、様式2の助成金申請用紙に必要事項を記入し、自動車学校から発行される受講料の領収書(写し)、修了証(写し)を添付のうえ、鳥ト協に助成金申請を行って下さい。

最終報告期限：令和2年12月24日(木)

8. 受講予約の取下げ

予約後に受講を取りやめる場合は、受講3日前までに各自動車学校へ連絡し、様式3の受講申込み取下げ書の提出を行って下さい。

令和2年度初任運転者教育安全運転研修開催日程

○イナバ自動車学校（1回開催の定員9名）

※学校のコロナ感染対策として、当日受付で体温が37℃以上の方は受講できませんのでご了承ください。またマスク着用で来校ください。

10月22日（木） 9：30～17：30

11月19日（木） 9：30～17：30

12月10日（木） 9：30～17：30

○山陰中央自動車学校（1回開催の定員6名）

※学校のコロナ対策として、体温計測で発熱が確認された方、受講までの2週間以内に特別警戒地域への往来のある方は受講をお断りすることがあります。（要マスク着用）

11月26日（木） 9：30～17：30

○米子自動車学校（1回開催の定員6名）

※学校のコロナ対策として、体温計測で発熱が確認された方、受講までの2週間以内に特別警戒地域への往来のある方は受講をお断りすることがあります。（要マスク着用）

10月6日（火） 9：30～17：30

11月10日（火） 9：30～17：30

12月1日（火） 9：30～17：30

初任運転者教育安全運転研修

別紙1

【1日7時間コース】 日程

9：30～ 開講・オリエンテーション

- ①トラックを運転する心構え 第1・2章（座学）
- ②トラック運送事業と関係法令 第1～4章（座学）
- ③ドライバーの日常業務と運行管理 第1章（実習）
- ④過労運転の防止と緊急時の対応 第3章（座学）
- ⑤トラックの構造と特性に合わせた運転 第1・2章（座学）
- ⑦貨物の正しい積載方法と労働災害の防止 第1章（座学）
- ⑨危険予測（シミュレーター）・説明 第1～4章（実習）
- ⑩安全運転のための心身の健康管理 第1章（座学）
- ⑪適性検査（OD式）

17：30～ 閉講

※ 以上の内容の講習を9：30～17：30の間に行います。（昼休憩60分）

講習科目の順番は各校によって前後がありますので、各校の時間割に沿って受講ください。

※ ○内の数字は使用するテキストの番号です

※ 本研修では（公社）全日本トラック協会制作の「事業用トラックドライバー研修テキスト」を使用します。（10冊セット¥5,000＋税＋送料、鳥ト協会員は会員価格で購入可能）

各社で受講前に事前にご購入頂き、研修当日に受講者が持参頂くようお願い致します。なお各社で行う残りの8時間の研修にも本テキストを利用頂くことを前提としております。

※ 本研修は「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づき実施される一般的な指導及び監督の項目①1・2章、②1～5章、③1章、⑤1・2章、⑦1章、⑨1～4章、⑩1章を含んでいます。

なお、初任運転者教育に係る研修を対象とした15時間中7時間が適応し、残り8時間は各事業所の運行状況に即した安全教育を実施して下さい。

学校受付欄

様式 1

令和 2 年度初任運転者教育安全運転研修受講申込書

年 月 日

自動車学校 御中

※受講を希望する学校欄に受講希望日を記入して自動車学校へ F A X 申込みして下さい。

学校名	イナバ自動車学校	山陰中央自動車学校	米子自動車学校
受講希望日 ※日程一覧で確認 ください			
F A X 番号	0857-31-0008	0859-22-4174	0859-33-8767

申請者（1名ずつ作成下さい）

事業社名		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
受講者氏名	(フリガナ)	生年月日	
		S・H 年 月 日	
採用年月日	年 月 日		
受講者の運転経験	1. 事業用自動車（トラック）の運転経験がない者 2. 事業用自動車（トラック）の運転から3年以上離れていた者 3. その他（ ）		
全ト協テキストの所持	あり ・ なし	※なしの場合は事前に購入下さい	
運転免許の種類	普通・5トン限定中型・準中型・8トン限定中型・中型・大型・牽引		

※ 受 付 講習開始10分前までに行ってください

※ 受講料 1名 38,500円（税込み）

受講当日、各自動車学校の受付で現金でお支払い下さい。

※ 持参品 「事業用トラックドライバー研修テキスト」（10冊セット★事前に購入）

運転免許証、筆記用具、運転に適した衣服、運動靴（サンダル・ヒール不可）

※ 昼食は各自でお願いします（イナバ、山陰中央の2校は学校内に食堂があります）

申請者 FAX ⇒ 各自動車学校受付け後 FAX ⇒ （一社）鳥取県トラック協会

令和 2 年度初任運転者教育安全運転研修受講報告書兼助成金請求書

年 月 日

(一社) 鳥取県トラック協会
会 長 川上 和人 殿

住 所
申請・請求者
代 表 者

⑩

この度、初任運転者安全運転研修を受講しましたので、初任運転者教育安全運転研修助成金要綱第 10 条に基づき以下のとおり必要書類を添付して助成金の申請を行います。

1. 助成金請求額 35,000 円

2. 受講状況

受講日	受講者氏名	受講学校名

3. 助成金支払先

事業社名		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
銀行支店名			
預金種別			
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

4. 添付資料

- ・受講料の領収書の写し
- ・受講修了証の写し

学校受付欄

様式3

令和2年度初任運転者教育安全運転研修受講申込み取下げ書

年 月 日

自動車学校 御中

※取り下げする学校欄に受講日を記入してFAX申込みして下さい。

学校名	イナバ自動車学校	山陰中央自動車学校	米子自動車学校
取り下げする受講日			
FAX番号	0857-31-0008	0859-22-4174	0859-33-8767

取下げをする受講者（1名ずつ作成下さい）

事業社名		担当者名	
電話番号		FAX番号	
受講者氏名	(フリガナ)	生年月日	
		S・H	年 月 日
取下げ年月日	年 月 日		
取下げ理由			

※ 取下げ手続き 受講日の3日前までに取下げを行って下さい

申請者 FAX ⇒ 各自動車学校受付け後 FAX ⇒ (一社) 鳥取県トラック協会

協会通知

新型コロナウイルス感染者確認時の速報方について（お願い）

会員事業者様

一般社団法人 鳥取県トラック協会

既に皆様ご存じのとおり、鳥取県では新型コロナウイルス感染拡大により国による緊急事態宣言がなされ、同ウイルスがどこで発生してもおかしくない状況です。

この度、国土交通省より運送事業者において、同ウイルス感染者が確認された場合の聞き取り事項が示され、鳥取運輸支局より報告の要請がありましたので、会員事業者において、同ウイルス感染者が確認された場合には、速やかに鳥取県トラック協会に電話連絡していただくとともに、別添の調査票によりほうこくしていただきますようお願いいたします。

調査項目が多くご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

[連絡先] 一般社団法人 鳥取県トラック協会 TEL 0857-22-2694 FAX 0857-27-7051

新型コロナウイルス感染症に係る調査票

日時：令和2年 月 日 時 分

<関係事業者>

- (1) 事業者名：
- (2) 営業所：
- (3) 担当者：
- (4) 連絡先：

<感染者について> ※第1報は分かる範囲で結構です

- (1) 年齢：
- (2) 性別：
- (3) 職制（運転者、ガイド、事務員等）：
- (4) 収容病院（診療医療機関名）：
- (5) 保健所への通知の有無：
- (6) 家族や社員への感染や接触の有無：
- (7) 居住地：
- (8) 症状、経過（記載方法は別紙、厚労省プレス参照）：

(9) 行動歴

(10) その他

協会通知

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～ 実施にかかるご協力のお願い

令和2年8月
(公社)全日本トラック協会

当協会におきましては、この度、厚生労働省と契約を締結し、令和2年度～4年度の3カ年において、厚生労働省からの委託事業として、標記事業を実施することとなりました。(別添実施概要)

本事業は、主に就職氷河期世代(概ね35～54歳)を対象として、自動車運転免許(大型、中型、準中型)の取得支援及びトラック運送業界に必要な基礎知識の教育支援を行い、登録いただいた事業者への就職斡旋により、トラックドライバーの人材確保を推進するものです。

つきましては、大変お手数ですが、本事業の実施にあたりましては、貴協会及び傘下会員事業者様にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、貴協会及び会員事業者様にご協力いただく具体的な内容及び事業の詳細については、後日改めてご連絡させていただきます。

別添

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース」 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～ 実施概要

1. 事業の目的

トラック運送業界は、今後働き方改革における時間外労働の上限規制適用により、ドライバー不足がさらに顕著になると想定されることから、未経験者でも運転可能な準中型自動車をはじめ、中型自動車及び大型自動車を運転できる免許の取得を促進し、併せて、入社後の即戦力として運転業務に必要な「物流基礎知識」や「安全運転知識」等の座学訓練を実施し、求職者の希望にあった事業者への就職を支援することで、業界が抱える人材確保対策や就職氷河期世代の人達を運転者として採用することにより、安定就労につなげることを目的とする。

2. 事業の内容

トラック運送事業者に就職を希望する求職者に対し、準中型自動車免許、中型自動車免許、大型自動車免許(第1種運転免許)の資格を取得させるため、指定自動車教習所に通所させるとともに、「物流基礎知識」、「安全運転知識」等の座学訓練を実施する。

さらに貨物自動車運送事業者にて職業体験を行わせるとともに、ハローワーク及び本事業に登録した貨物自動車運送事業者への就職を斡旋する。

3. 事業の実施期間

令和2年8月～令和5年3月(3カ年)

4. 訓練の実施規模

・令和2年度：350人 ・令和3年度：500人 ・令和4年度：500人
(令和2年度から令和4年度までの合計：1,350人)

※各年度、上限人数に達した時点で、受付終了

5. スケジュール(予定)

・近日中 本事業のHP開設 ・8月末 訓練生の受付開始

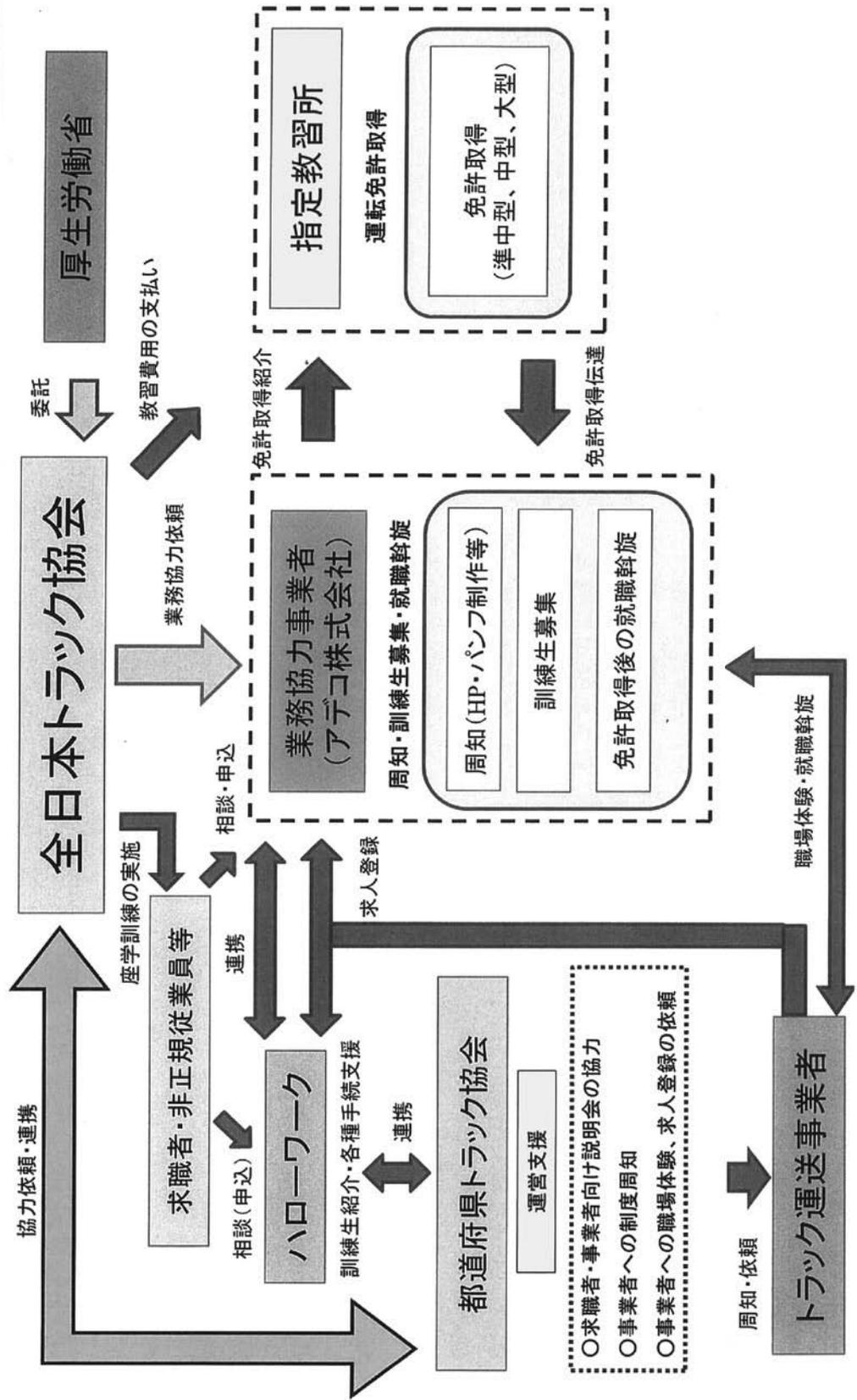
6. その他

- ・本事業の求職者(訓練生)における運転免許取得費用は、厚労省からの委託費により、当協会より各教習所に直接支払われます。
- ・本事業については、人材派遣会社のアデコ株式会社の協力により実施いたします。
- ・本事業のHPは近日中に開設予定です。URLは後日改めてご連絡いたします。
- ・貴協会にご協力をいただく業務等については、後日改めてご連絡いたします。

以上

厚生労働省委託事業「就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業」
 ～トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム～

スキーム図



【本件にかかる問い合わせ先】 (公社) 全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

協会通知

「トラック運送業における 人材確保のためのパンフレット・好事例集」について

(一社) 鳥取県トラック協会

今般、国土交通省より下記の「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集」が作成・公表されましたので、お知らせいたします。トラック運送業における効果的な理解促進・魅力発信、人材確保・育成等についての内容となっておりますので、各社の人材確保対策にご活用ください。

理解促進・魅力発信に向けたパンフレット (知っていますか？物流とトラックドライバーの話)

中学生・高校生・保護者・高校教員・一般の方向けに、物流の役割やトラックドライバーの魅力、業務内容等について紹介。

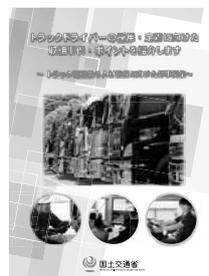
人材確保・育成等に向けた好事例集 (トラックドライバーの採用・定着に向けた取り組み事例・ポイントを紹介します)

事業者における人材確保・定着に向けた好事例ポイントや、荷主との交渉におけるポイントなどを紹介。

ダウンロードはこちら

「トラック運送業における人材確保のためのパンフレット・好事例集について」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000105.html



協会通知

『トラックの日』清掃活動にご協力下さい

各会員事業所周辺の環境整備を実施

トラック協会会員の皆様におかれましては、協会運営に対しまして格別のご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、全国のトラック協会ではトラック運送事業の社会的使命、社会と共生しつつ健全な発展を遂げていくために、広く国民のご理解と関心を深めて、その社会的地位をより一層向上させていくことを目的にトラックの「ト＝10」と「ク＝9」をつないで「10月9日」を「トラックの日」と定め、この日を中心に全国都道府県のトラック協会が各種イベントや広報活動を実施しています。

鳥取県トラック協会としては、「トラック共生の森」づくり事業を始め街頭広報、交通遺児募金活動、清掃活動等を今年度事業として実施致したく思います。そのひとつである「事業所周辺清掃活動」につきましては、10年前より10月9日を中心に任意の日程で事業所周辺の清掃活動を実施頂いております。

今年度も、この取り組みを県下に於いて各事業所で無理のない範囲で実施することと致します。各会員の皆様におかれましてはご多忙のところとは存じますが、それぞれの事業所周辺の一斉清掃の活動にご参加頂きますようお願い致します。

なお、実施の際には活動を行った日程、参加人数及びデジタルカメラ等でその情景を10月23日(金)までに協会宛ご報告頂きますようお願い致します。

※写真データ送付先アドレス：info@torakyo-tottori.or.jp (データについてはJPEG等の生データで送付ください)



昨年の活動写真(参考:昨年度は17社から32名に参加頂きました)

協会通知

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

全ト協発第 229 号（環）

令和 2 年 8 月 17 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己

今般、愛知県内において、バス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたという事案が、令和 2 年 8 月 11 日に発生いたしました。

本件については、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案であるとして、国土交通省自動車局安全政策課長より、別添のとおり、事業用自動車の運転者による薬物使用の徹底について周知依頼文書が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本通達の趣旨をご理解の上、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自安第 61 号の 2 令和 2 年 8 月 12 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止の徹底について

国土交通省においては、事業用自動車の運転者による薬物使用の禁止を徹底するよう従来から機会あるごとに強力に指導してきたところです。

しかしながら、令和 2 年 8 月 11 日に愛知県内において、バス事業者の運転者が、覚醒剤取締法違反の容疑で逮捕されたとの報道がありました。

本件は現在、警察において捜査が進められているところですが、覚醒剤を使用して運行が行われた可能性もあり、輸送の安全を使命とする自動車運送事業者にとって、決してあってはならない事案です。

つきましては、下記の事項について徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 外部の専門的機関も活用しつつ、運転者に対して、覚醒剤等の薬物が身体に与える影響や薬物使用が重大な事故につながるおそれがあることについて十分理解させるとともに、薬物使用の禁止についてあらゆる機会を通じて強力に指導すること。
2. 点呼時のみならず、運転者の行動や健康状態の把握を徹底し、外形的変化や日常の業務態度（例：言動の変化、遅刻が多い）等の確認をすること。

参考

・厚生労働省「薬物乱用防止に関する情報」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>

・公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

<http://www.dapc.or.jp>

陸災通知

【厚生労働省補助事業】荷役作業安全ガイドライン講習会のご案内

陸上貨物運送事業の労働災害の70%は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらにその70%は荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では平成25年3月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者及び荷主等それぞれの実施事項が示されました。本年度は、この荷役ガイドラインをご理解いただくための講習会を下記日程により行います。

この講習会は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。荷主等の企業の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

講習会の主な内容

- 1 開催日時 令和2年11月17日（火）13:30～16:30
- 2 開催場所 新日本海新聞社 中部本社ホール（住所：倉吉市上井町1丁目156）
- 3 講習会の内容
 - (1) 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律について（運輸支局担当官）
 - (2) 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割（鳥取労働局担当官）
 - (3) 荷役作業安全ガイドライン（陸災防安全管理士）
 - (4) 質疑応答、アンケート記入
- 4 定員 50名（先着順です。）
- 5 参加費及びテキスト代 無料
- 6 参加申込み



参加申込みは、下記参加申込書にご記入し、陸災防鳥取県支部までFAXでお申し込みください。なお、受講票等は送付いたしません。

7 受講したことを証する書面

本講習会を受講された方には、受講したことを証する書面をお渡します。

陸災防鳥取県支部 FAX 0857-27-7051

荷役作業安全ガイドライン講習会参加申込書

受講者氏名①		所属・役職
受講者氏名②		所属・役職
事業場名	(業種：)	
所在地	〒 -	
電話番号	電話番号 () - -	

参加申込書にご記入いただいた情報は、本講習会以外には使用いたしません。

お問い合わせ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部 TEL 0857-22-2694 担当：浜田



明日は我が身と学べる教材 事例を活かして事故ゼロへ

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品



令和2年8月 No.614

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857 代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料 3,600円)

災害事例とその対策 定常作業でも危険を認識しよう！認識させよう！

陸運業での労働災害の約70%は荷役作業中に発生しています。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(事業場労働者数：20名)
- 2 発生日時：5月16時頃
- 3 被災者：一般作業員 20歳代 経験2か月
- 4 傷病の程度：死亡
- 5 災害発生状況

被災者は、自社構内において、集荷されてきた貨物(ロールボックスパレット(以下「RBP」という。)内に背丈ほどある機械部品6個：1個当たり質量50kg/ベニヤ板の上に載せただけ)を、テールゲートリフター(以下「TGL」という。)を使用してトラックから取卸す作業の応援をしていた。作業はトラックの運転手(30歳代、経験年数5年)から、たまたま近くにいた被災者が応援を頼まれたもので、TGLを使用する作業に従事するのは初めてであった。

運転手はRBPの開口部を後方に向けたままトラック荷台からTGL上に移動した。TGLの昇降板ストッパーは掛けたがRBPのキャスターストッパーは掛けず、RBPを手で押さえTGLに同乗したまま下降した。

被災者は、TGL付近でRBPの開口部の正面側に立っていた。

作業中、TGL上のRBPが急に動いてTGLの昇降板ストッパーに当たり、弾みで機械部品が倒れ被災者頭部に激突した。

6 被災時の行動、心理及び状況等

- (1) 運転手の行動、心理
 - いつもの作業をいつもどおりに行っている(定常作業)、物が落下するような危険な作業をしている認識がなかった。
 - 上記理由により、保護帽着用及び被災者への着用指示を行わなかった。
- (2) 推測される被災者の行動、心理
 - 運転手から応援を頼まれたが、特に指示がなかったため、TGL付近でRBPの開

口部正面側に立っていた。何か手助けしなればと、下降しているRBPを支えようとしていたと推測される。

- 物が落下するような危険な作業をしている認識がなかったと推測される。

(3) 被災の状況

- 機械部品は、背丈ほどあるにもかかわらずRBPの枠にロープ等で固定されていなかった。
- 運転手は、安全を確保するための作業指揮をする立場であったが、被災者に何も指示をせず、被災者の立ち位置等に関する安全確認を行わなかった。

7 推定原因

- (1) 物の不安定な状態
 - 機械部品を固定しなかった。
 - 身体をRBP開口部正面に向けて作業した。
 - RBPのキャスターストッパーを使用しなかった。

(2) 人の不安全な行動

- 被災者：TGLの傍ら(物が落ちて受傷する可能性のある範囲)で作業した。
- 運転手：下降中のTGLに乗ったまま操作した。

(3) 管理面での不安全な要因

- 就業制限*のない機械作業に対する危険認識の欠如

※ 危険な作業を伴う業務には一定の知識と技能を有する資格者でなければ就業できないこと

- 荷役作業に対する安全意識の欠如
- 複数人による作業の指揮命令システムの欠如

まとめ

今回の作業では、荷役作業に対する安全意識の欠如、何がどのように危険かを認識する能力の欠如が大きな原因と考えられます。

定常作業であっても今自分が行っている作業の危険因子を認識すること及び認識させることが第一歩で、それを実際の作業に活かすことが重要です。

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和2年7月7日現在

業種	項目	死亡						死傷					
		令和2年1月～6月 [速報値]		令和元年1月～6月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～6月 [速報値]		令和元年1月～6月 [速報値]		対元年比較	
		死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業		317	100.0	306	100.0	11	3.6	47,475	100.0	47,254	100.0	221	0.5
製造業		52	16.4	55	18.0	-3	-5.5	10,259	21.6	10,547	22.3	-288	-2.7
鉱業		3	0.9	3	1.0	0	-	85	0.2	83	0.2	2	2.4
建設業		116	36.6	103	33.7	13	12.6	5,851	12.3	5,875	12.4	-24	-0.4
交通運輸業		3	0.9	5	1.6	-2	-	1,145	2.4	1,284	2.7	-139	-10.8
陸上貨物運送事業		33	10.4	37	12.1	-4	-10.8	6,351	13.4	6,054	12.8	297	4.9
港湾荷役業		1	0.3	4	1.3	-3	-75.0	150	0.3	178	0.4	-28	-15.7
林業		21	6.6	16	5.2	5	31.3	569	1.2	583	1.2	-14	-2.4
農業、畜産・水産業		11	3.5	11	3.6	0	0.0	1,123	2.4	1,032	2.2	91	8.8
第三次産業		77	24.3	72	23.5	5	6.9	21,942	46.2	21,618	45.7	324	1.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～6月）

令和2年7月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業		317	81	9	17	23	32	50	64	2	39
製造業		52	11	2	5	3	6	15	0	0	10
建設業		116	41	2	8	10	10	14	19	1	11
交通運輸業		3	0	0	0	0	1	1	0	0	1
その他		113	20	5	3	7	14	13	37	0	14
陸上貨物運送事業		33	9	0	1	3	1	7	8	1	3
同上対前年増減		-4	3	-1	-2	2	-1	4	-10	1	0

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～6月）

令和2年7月7日現在

業種	項目	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業		6,351	1,839	1,070	486	266	180	305	673	279	7	1,090	156
同上対前年増減		297	86	45	22	-15	-6	-36	18	-27	2	186	22

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

第110回

トラック運送業界の景況感（速報）

令和2年4月～6月期

今期の業況判断指数（日銀短観6月調査）は新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が大幅に停滞し、大企業・製造業の景況感を示す業況判断指数は▲34とリーマンショック後の2009年3月調査（▲58）以来の低水準でとなった。

こうしたなか、令和2年4月～6月期のトラック運送業において、感染拡大への対応として消費者等のライフスタイルの変化等により通販需要が拡大したことから、「宅配貨物」の輸送量、営業収入、営業利益、経常損益ともに大幅に改善したものの、「一般貨物」及び「宅配以外」の輸送量、経常損益等は大幅に悪化したことから、業界の景況感は▲112.5となり、前回（▲82.4）から30.1ポイント悪化した。

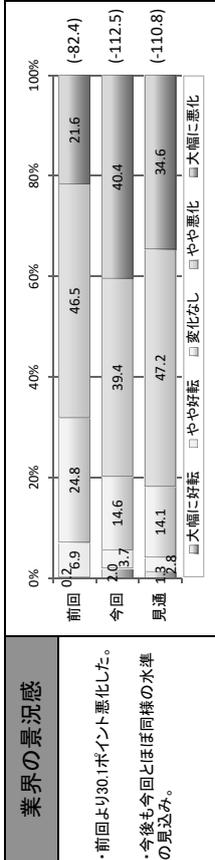
なお、今後の見通しは、新型コロナウイルス感染拡大による影響は大きいものの、経済活動が徐々に再開されているなど事業環境改善の兆しを感じられはじめたことから、▲110.8（今回▲112.5）と1.7ポイント改善する見込みである。

令和2年8月14日

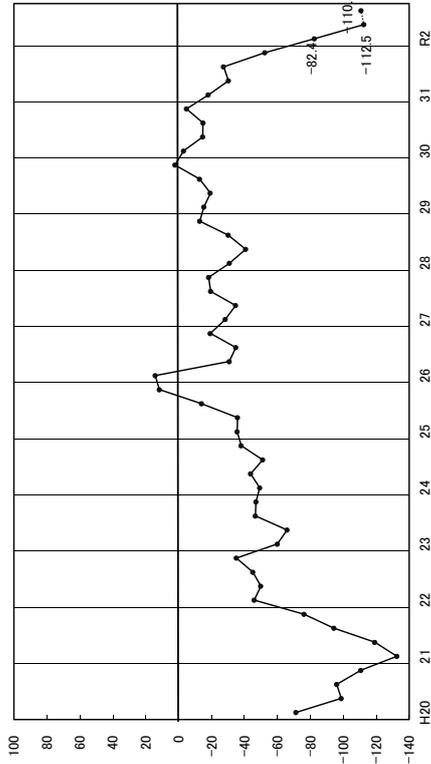
公益社団法人 全日本トラック協会

1 業界の景況感：今回（令和2年4月～6月期）の概況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 業界の景況感は、「好転」とした事業者は5.7%（前回7.1%）、「悪化」とした事業者は79.8%（前回68.1%）で、判断指標は▲112.5となり、前回（▲82.4）から30.1ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 業界の景況感の今後の見通しは、▲110.8（今回▲112.5）と1.7ポイントと改善する見込みである。



トラック運送業界の景況感の推移（H20以降）



（注1）各グラフ（3段の縦棒グラフ）の上段は前回（R2.1月～3月期）の状況、中段は今回（R2.4月～6月期）の状況、下段は今後（R2.7月～9月期）の見通しを示す。いずれも前年同期比の回答である。

（注2）各グラフ（3段の縦棒グラフ）の構成比は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

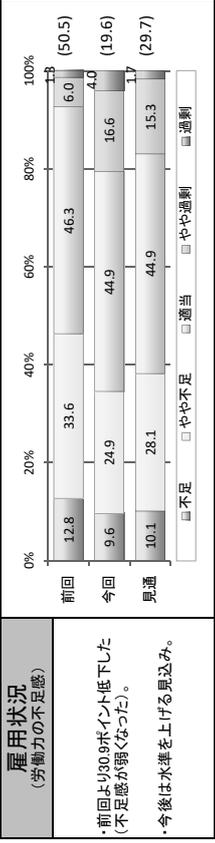
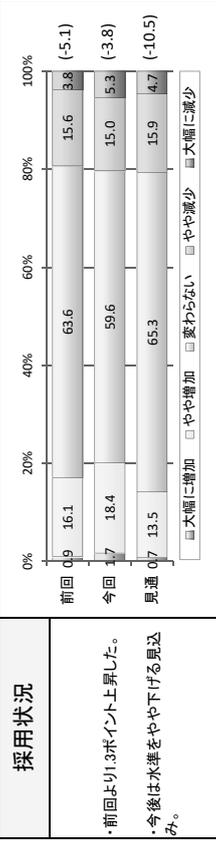
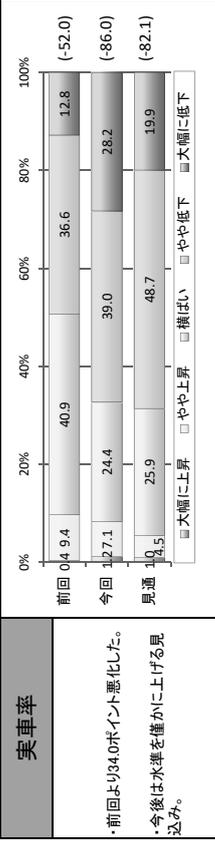
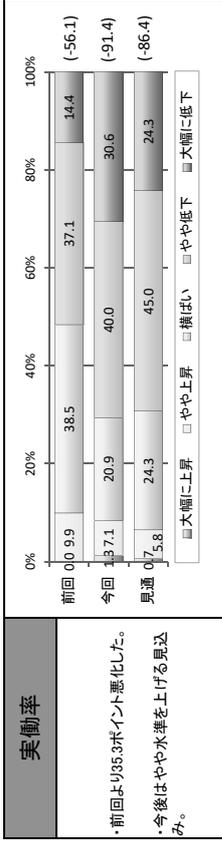
（注3）各グラフ（3段の縦棒グラフ）右側にあるカッコ内は判断指数。各判断指数は、各設問の回答に対し、「大幅に増加・上昇・好転、労働力不足」は+2、「やや増加・上昇・好転、労働力不足」は+1、「横ばい」は0、「やや減少・低下・悪化、労働力過剰」は-1、「大幅に減少・低下・悪化、労働力過剰」は-2の点数に置き換え、平均を100倍することにより各判断指数を算出している。

A（設問Aの回答者数） $= a1 + a2 \times a3 + a4 + a5$ （設問Aの選択肢1～5の回答者の和）

指標 $= \frac{(+2 \times a1) + (+1 \times a2) + (0 \times a3) + (-1 \times a4) + (-2 \times a5)}{A} \times 100$

2 共通の概況①：今回（令和2年4月～6月期）の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲91.4（前回▲56.1）と35.3ポイント悪化、実車率は▲86.0（前回▲52.0）と34.0ポイント悪化し、前回と比較して輸送効率は大幅に悪化した。 採用状況は▲3.8（前回▲5.1）と1.3ポイント上昇し、雇用状況（労働力の不足感）は19.6（前回50.5）と30.9ポイント低下し、労働力の不足感は大いに緩和した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 実働率は▲86.4（今回▲91.4）と5.0ポイント改善、実車率は▲82.1（今回▲86.0）と3.9ポイント改善し、輸送効率は改善する見込みである。 採用状況は▲10.5（今回▲3.8）と6.7ポイント悪化、雇用状況（労働力の不足感）は29.7（今回19.6）と10.1ポイント上昇し、労働力の不足感は強くなる見込みである。



（注4）雇用状況については、上段は前回（R2.1月～3月期）の状況、中段は今回（R2.4月～6月期）の状況、下段は今後（R2.7月～9月期）の見通しを示しているが、前回及び今回は前年同期比ではなく「その期の状況」を見通しは「前年同期比の見通し」を集計している。

3 共通の概況②：今回(令和2年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲65.4(前回▲48.2)と17.2ポイント減少、貨物の再委託(下請運送会社への委託割合)は▲63.5(前回▲28.7)と34.8ポイント減少した。 経常損益は▲93.4(前回▲58.7)と34.7ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 所定外労働時間は▲56.8(今回▲65.4)と8.6ポイント増加、貨物の再委託は▲58.0(今回▲63.5)と5.5ポイント増加する見込みである。 経常損益は▲87.4(今回▲93.4)と6.09ポイント改善し、経常損益の水準を上げる見込みである。

所定外労働時間	<p>前回 0.7 47.3 6.6 (-48.2) 今回 3.3 32.9 17.9 (-65.4) 見通し 2.8 37.4 12.6 (-56.8) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少</p>
貨物の再委託 (下請運送会社への委託割合)	<p>前回 1.3 8.1 59.5 22.9 8.3 (-28.7) 今回 2.5 42.0 26.9 23.3 (-63.5) 見通し 7.6 42.4 32.2 17.6 (-58.0) ■大幅に増加 ■やや増加 ■変わらない ■やや減少 ■大幅に減少</p>
経常損益	<p>前回 1.3 12.0 30.8 38.5 17.4 (-58.7) 今回 7.5 18.1 41.4 31.4 (-93.4) 見通し 20.6 21.3 43.7 26.9 (-87.4) ■大幅に好転 ■やや好転 ■変化なし ■やや悪化 ■大幅に悪化</p>

【調査の概要】平成25年8月より開始、以降3か月ごとの実施。第110回調査は、令和2年7月1日に、モニターに対して調査開始、令和2年7月31日回収分までを集計。
 ※一部回答者の重複あり

特種	一般	回送事業者	全体
56	568	578	578

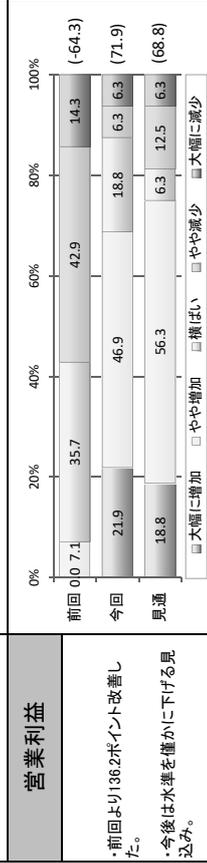
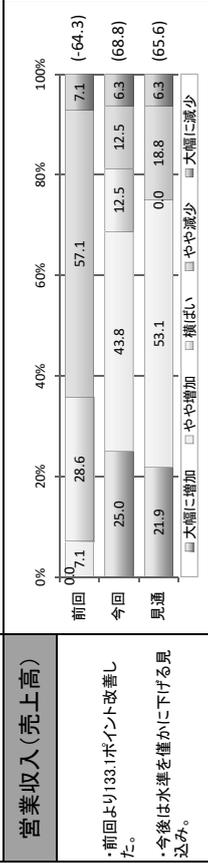
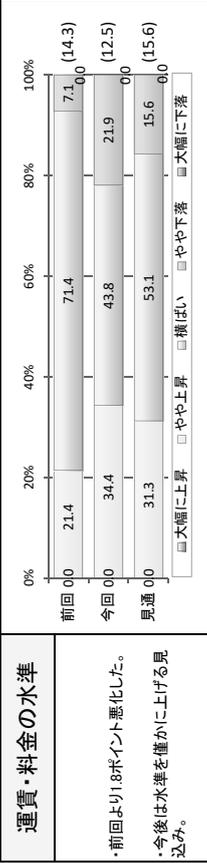
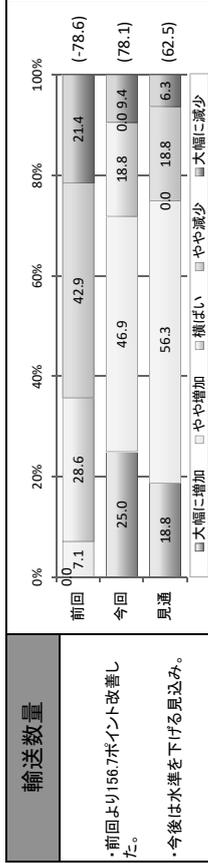
4 一般貨物：今回(令和2年4月～6月期)の状況と今後の見通し

今回の状況	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、輸送数量は▲116.9(前回▲63.1)と53.8ポイント悪化、運賃・料金の水準は▲40.8(前回4.4)と36.4ポイント悪化となり、営業収入(売上高)は▲114.8(前回▲57.6)と57.2ポイントの悪化となった。 営業利益は▲104.2(前回▲64.0)と40.2ポイント悪化した。
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> 一般貨物では、運賃・料金の水準は▲44.4(今回▲40.8)と3.6ポイント悪化するものの、輸送数量は▲109.5(今回▲116.9)と7.4ポイント改善し、営業収入(売上高)は▲107.4(今回▲114.8)と7.4ポイント改善する見込みである。 営業利益は▲107.7(今回▲104.2)と3.5ポイント悪化と水準を下げる見込みである。

輸送数量	<p>前回 1.2 10.3 29.2 43.1 16.2 (-63.1) 今回 0.4 11.3 38.0 43.3 (-116.9) 見通し 0.6 14.1 45.4 34.9 (-109.5) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少</p>
運賃・料金の水準	<p>前回 0.6 15.5 66.3 14.1 3.5 (-4.4) 今回 0.3 6.3 57.0 26.1 40.6 (-40.8) 見通し 0.3 5.3 55.3 29.2 10.2 (-44.4) ■大幅に上昇 ■やや上昇 ■横ばい ■やや下落 ■大幅に下落</p>
営業収入(売上高)	<p>前回 1.4 13.3 28.0 40.8 16.4 (-57.6) 今回 0.7 11.6 40.8 40.5 (-114.8) 見通し 0.6 14.8 45.1 34.2 (-107.4) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少</p>
営業利益	<p>前回 1.2 13.2 26.7 36.5 20.5 (-64.0) 今回 0.4 9.9 37.3 38.7 (-104.2) 見通し 0.6 14.4 43.3 35.6 (-107.7) ■大幅に増加 ■やや増加 ■横ばい ■やや減少 ■大幅に減少</p>

5 宅配貨物：今回(令和2年4月～6月期)の状況と今後の見通し

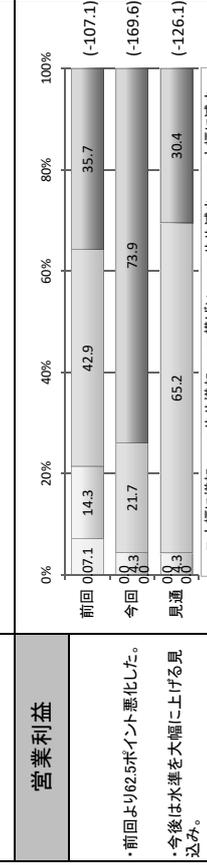
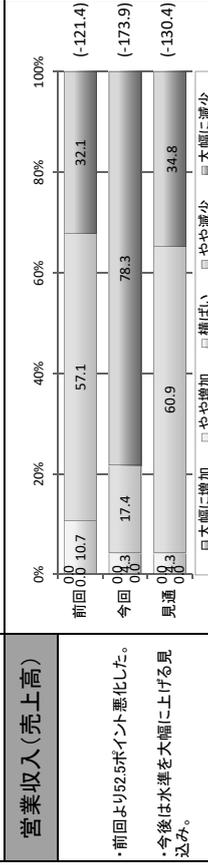
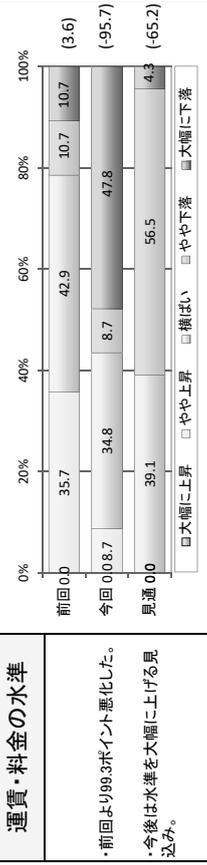
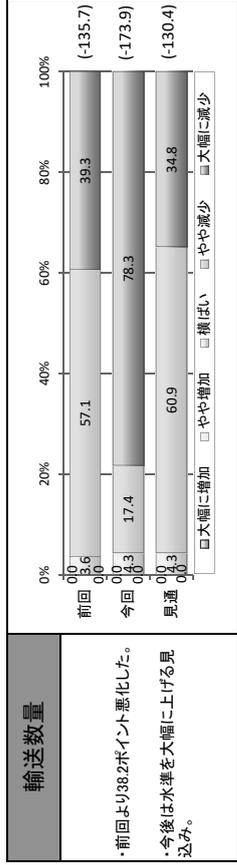
<p>今回の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅配貨物では、運賃・料金の水準は12.5(前回14.3)と1.8ポイントと悪化したものの、輸送数量は78.1(前回78.6)と156.7ポイント改善、営業収入(売上高)は71.9(前回64.3)と136.2ポイント改善した。 営業利益は71.9(前回64.3)と136.2ポイント改善した。
<p>今後の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅配貨物では、輸送数量は62.5(今回78.1)と3.1ポイント悪化、運賃・料金の水準は15.6(今回12.5)と3.2ポイント改善し、営業収入(売上高)は65.6(今回68.8)と3.2ポイント悪化する見込みである。 営業利益は68.8(今回71.9)と3.4ポイント悪化する見込みである。



※ 宅配貨物に関する営業者は一部に限られます。またサブブランドがなかったため、上記営業利益は宅配貨物の範囲に制限した数値となります。

6 宅配以外の特積貨物：今回(令和2年4月～6月期)の状況と今後の見通し

<p>今回の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅配以外の貨物では、輸送数量は173.9(前回135.7)と38.2ポイント悪化、運賃・料金の水準は95.7(前回93.6)と299.3ポイント悪化し、営業収入(売上高)は173.9(前回121.4)と52.5ポイント悪化した。 営業利益は196.6(前回107.1)と52.5ポイント悪化した。
<p>今後の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅配以外の貨物では、輸送数量は130.4(今回173.9)と43.5ポイント改善、運賃・料金の水準は65.2(今回95.7)と30.5ポイント改善し、営業収入(売上高)は130.4(今回173.9)と43.5ポイント改善する見込みである。 営業利益は126.1(今回169.6)と34.4ポイント改善する見込みである。



交通事故発生状況(7月末)

鳥取県警察本部
交通企画課長

1 全国・中国5県・鳥取県の死者数(7月末)

	全国の死者数	中国5県の死者数	鳥取県の死者数
令和2年7月末	1,547	110	7
令和元年7月末	1,647	121	15
増減数	-100	-11	-8
増減率	-6.1%	-9.1%	-53.3%

2 交通事故発生状況(7月中)

○発生件数	50件	前年対比	-7件	(-12.3%)
○死者数	1人	前年対比	-1人	(-50.0%)
○負傷者数	56人	前年対比	-8人	(-12.5%)

3 死亡事故の状況(7月末) (7件 7人)

(1) 道路別発生件数

	国道	県道	市町村道	高速道	自専道	その他	計
令和2年	0	2	3	1	0	1	7
令和元年	5	2	4	0	2	2	15

(2) 発生地点の道路形状別

	交差点	単路	その他	計
令和2年	2	4	1	7
令和元年	2	10	3	15

(3) 年齢層別死者数

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	3	3	7
令和元年	0	0	6	9	1

(4) 状態別死者数

	歩行者	自転車	車両等運転中	同乗中	その他	計
令和2年	0	2	5	0	0	7
令和元年	3	1	11	0	0	15

(5) 時間帯別発生件数 昼間 7件 夜間 0件

	0~6時	6~12時	12~18時	18~24時	計
令和2年	0	1	6	0	7
令和元年	1	2	6	6	1

(6) 第1当事者の年齢層別

	15歳以下	若者	その他	高齢者	計
令和2年	0	1	4	2	7
令和元年	0	0	8	7	15

(7) 高齢死者の内訳 本年 3人 前年 9人

ア 昼夜別

	昼	夜	計
令和2年	3		3
令和元年	6	3	9

イ 状態別

	歩行者	自転車	車両等運転中	その他	計
令和2年		1	2		3
令和元年	2	1	6		9

令和2年度 第1回 運行管理者試験問題（貨物）（令和2年8月23日実施）

1. 貨物自動車運送事業法関係

問1 一般貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
2. 貨物自動車利用運送とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営業者の行う運送(自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。)を利用してする貨物の運送をいう。
3. 特別積合せ貨物運送とは、特定の者の需要に応じて有償で自動車を使用し、営業所その他の事業場(以下「事業場」という。)において、限定された貨物の集荷を行い、集荷された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものである。これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。
4. 国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、国土交通大臣の認可を受けたものとみなす。

問2 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならず、この場合、選任する運転者は、日々雇入れられる者、3ヵ月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。
2. 事業者は、運転者及び事業用自動車の運転の補助に従事する従業員(以下「乗務員」という。)が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。
3. 事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置しておかなければならない。
4. 運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録しなければならない車両は、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である。

問3 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の安全管理規程等及び輸送の安全に係る情報の公表についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 貨物自動車運送事業法(以下「法」という。)第16条第1項の規定により安全管理規程を定めなければならない事業者は、安全統括管理者を選任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の保有車両数が100両以上の事業者は、安全管理規程を定めて国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。
3. 事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める①輸送の安全に関する基本的な方針、②輸送の安全に関する目標及びその達成状況、③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
4. 事業者は、法第23条(輸送の安全確保の命令)、法第26条(事業改善の命令)又は法第33条(許可の取消し等)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

問4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対する点呼についての法令等の定めに関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者の営業所にあつては、当該営業所と当該営業所の車庫間で行う点呼に限り、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定めた機器を用いた点呼(以下「IT点呼」という。)を行うことができる。
 - ① 開設されてから3年を経過していること。
 - ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則第2条に規定する事故を発生させていないこと。
 - ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと。
 - ④ 貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D、E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること。
2. 同一事業者内の全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定している安全性優良事業所(Gマーク営業所)間でIT点呼を実施した場合、点呼簿に記録する内容を、IT点呼を行う営業所及びIT点呼を受ける運転者が所属する営業所の双方で記録し、保存すること。
3. 貨物自動車運送事業者は、点呼に用いるアルコール検知器を常時有効に保持しなければならない。このため、確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと及び洗口液等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものをスプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知すること等により、定期的に故障の有無を確認しなければならない。
4. 運行管理者の業務を補助させるために選任された補助者に対し、点呼の一部を行わせる場合にあつても、当該営業所において選任されている運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも2分の1以上でなければならない。

問5 一般貨物自動車運送事業者の自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書の提出等に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車(鉄道車両(軌道車両を含む。))と接触する事故を起こした場合には、当該事故のあった日から15日以内に、自動車事故報告規則に定める自動車事故報告書(以下「事故報告書」という。)を当該事業用自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。
2. 事業用自動車の運転者が、運転中に胸に強い痛みを感じたので、直近の駐車場に駐車し、その後の運行を中止した。当該運転者は狭心症と診断された。この場合、事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
3. 事業用自動車が高速自動車国道法に定める高速度自動車国道において、路肩に停車中の車両に追突したため、後続車6台が衝突する多重事故が発生し、この事故により6人が重傷、4人が軽傷を負った。この場合、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報することにより、国土交通大臣への事故報告書の提出を省略することができる。
4. 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置をいう。)の故障により、事業用自動車が行けなくなった場合には、国土交通大臣に提出する事故報告書に当該事業用自動車の自動車検査証の有効期間、使用開始後の総走行距離等所定の事項を記載した書面及び故障の状況を示す略図又は写真を添付しなければならない。

問6 次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車事故報告規則第5条(事故警報)の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、事故を発生させた運転者に限り、指導及び監督を行うこと。
2. 法令の規定により、運転者として常時選任するため新たに雇い入れた者であって当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを)を受診したことがない者に対して、当該診断を受診させること。
3. 従業員に対し、効果的かつ適切に指導及び監督を行うため、輸送の安全に関する基本的な方針を策定し、かつ、これに基づき指導及び監督を行うこと。
4. 法令の規定により、運行指示書を作成し、及びその写しに変更の内容を記載し、運転者に対し適切な指示を行い、運行指示書を事業用自動車の運転者に携行させ、及び変更の内容を記載させ、並びに運行指示書及びその写しの保存をすること。

問7 一般貨物自動車運送事業者の事業用自動車の運行の安全を確保するために、事業者が行う国土交通省告示で定める特定の運転者に対する特別な指導の指針に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 軽傷者(法令で定める傷害を受けた者)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の A 間に交通事故を引き起こしたことがある運転者に対し、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって国土交通大臣の認定を受けたものを受診させなければならない。
2. 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者(当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前 B 間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く。)に対して、特別な指導を行わなければならない。
この指導の時期については、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施する。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後 C 以内に実施する。

- A ① 1年 ② 3年
B ① 1年 ② 3年
C ① 1ヵ月 ② 3ヵ月

問8 一般貨物自動車運送事業者が運転者に記録させる乗務等の記録についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時を、当該乗務を行った運転者ごとに「乗務等の記録」(法令に規定する運行記録計に記録する場合は除く。以下同じ。)に記録させなければならない。ただし、10分未満の休憩については、その記録を省略しても差しつかえない。
2. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、道路交通法に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則に規定する事故又は著しい運行の遅延その他の異常な事態が発生した場合にあっては、その概要及び原因について、当該乗務を行った運転者ごとに「乗務等の記録」に記録させなければならない。
3. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあって、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点(以下「集貨地点等」という。)で30分以上待機したときは、①集貨地点等、②集貨地点等に到着した日時、③集貨地点等における積込み又は取卸しの開始及び終了の日時、④集貨地点等から出発した日時等を、当該乗務を行った運転者ごとに「乗務等の記録」に記録させなければならない。
4. 事業用自動車に係る運転者の乗務について、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に乗務した場合にあっては、「貨物の積載状況」を「乗務等の記録」に記録させなければならない。ただし、当該乗務において、法令の規定に基づき作成された運行指示書に「貨物の積載状況」が記載されているときは、「乗務等の記録」への当該事項の記録を省略することができる。

2. 道路運送車両法関係

問9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、自動車の用途を廃止したときには、その事由があった日から15日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 臨時運行の許可を受けた者は、臨時運行許可証の有効期間が満了したときは、その日から15日以内に、当該臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を行政庁に返納しなければならない。
3. 登録自動車の使用者は、当該自動車が滅失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日(使用済自動車の解体である場合には解体報告記録がなされたことを知った日)から15日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。
4. 自動車の所有者は、当該自動車の使用の本拠の位置に変更があったときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車は、指定自動車整備事業者が継続検査の際に交付した有効な保安基準適合標章を表示しているときは、自動車検査証を備え付けていなくても、運行の用に供することができる。
2. 初めて自動車検査証の交付を受ける車両総重量7,990キログラムの貨物の運送の用に供する自動車については、当該自動車検査証の有効期間は1年である。
3. 自動車の使用者は、自動車検査証又は検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった場合には、その再交付を受けることができる。
4. 検査標章は、自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは構造等変更検査の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかつたときは、当該自動車に表示してはならない。

問11 道路運送車両法に定める検査等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(①～⑥)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- 登録を受けていない道路運送車両法第4条に規定する自動車又は同法第60条第1項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う を受けなければならない。
- 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、法令で定める場合を除き、その事由があった日から 以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
- 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、 を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて延長する旨を公示することができる。

- | | | |
|--------|--------|-----------|
| ① 新規検査 | ② 継続検査 | ③ 構造等変更検査 |
| ④ 予備検査 | ⑤ 15日 | ⑥ 30日 |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 自動車の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く)は、フィルムが貼り付けられた場合、当該フィルムが貼り付けられた状態においても、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が60%以上であることが確保できるものでなければならない。
- 貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のものの原動機には、自動車が時速90キロメートルを超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、告示で定める基準に適合する速度抑制装置を備えなければならない。
- 自動車の後面には、夜間にその後方150メートルの距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できる赤色の後部反射器を備えなければならない。
- 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12メートル(セミトレーラのうち告示で定めるもの)にあっては、13メートル、幅2.5メートル、高さ3.8メートルを超えてはならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に定める車両の交通方法等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができる。
- 車両等は、踏切を通過しようとするときは、踏切の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下同じ。)で停止し、かつ、安全であることを確認した後でなければ進行してはならない。ただし、信号機の表示する信号に従うときは、踏切の直前で停止しないで進行することができる。
- 車両は、道路外の施設又は場所へ出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は法令の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、徐行しなければならない。
- 貨物自動車運送事業の用に供する車両総重量8,500キログラムの自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、道路標識等により自動車の最低速度が指定されていない区間の高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く)における最低速度は、時速50キロメートルである。

問14 道路交通法に定める追越し等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 車両は、他の車両を追い越そうとするときは、その追い越されようとする車両(以下「前車」という。)の右側を通行しなければならない。ただし、法令の規定により追越しを禁止されていない場所において、前車が法令の規定により右折するため道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、その左側を通行しなければならない。
- 車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。
- 車両は、法令に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除き、交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部分においては、他の車両(軽車両を除く)を追い越そうとするときは、速やかに進路を変更しなければならない。
- 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。

問15 道路交通法及び道路交通法施行令に定める酒気帯び運転等の禁止等に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- (1) 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- (2) 何人も、酒気を帯びている者で、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、 A してはならない。
- (3) 何人も、(1)の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。
- (4) 何人も、車両(トロリーバス及び旅客自動車運送事業の用に供する自動車で当該業務に従事中のものその他の政令で定める自動車を除く。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が(1)の規定に違反して運転する B してはならない。
- (5) (1)の規定に違反して車両等(軽車両を除く。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に血液1ミリリットルにつき0.3ミリグラム又は呼気1リットルにつき C ミリグラム以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- A ① 運転を指示 ② 車両等を提供
 B ① 車両に同乗 ② 機会を提供
 C ① 0.15 ② 0.25

問16 道路交通法に定める交差点等における通行方法についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その前方に出る前に必ず一時停止しなければならない。
2. 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
3. 車両は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。
4. 左折又は右折しようとする車両が、法令の規定により、それぞれ道路の左側端、中央又は右側端に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした車両の進路の変更を妨げてはならない。

問17 道路交通法に定める運転者及び使用者の義務等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、点数制度による処分に至らない場合であっても運転免許の停止処分を行うことができる。
2. 免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が70歳以上のもの(当該講習を受ける必要がないものとして法令で定める者を除く。)は、更新期間が満了する日前6ヵ月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行った「高齢者講習」を受けていなければならない。
3. 車両等は、横断歩道等に接近する場合には、当該横断歩道等よりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該歩行者等の直前で停止することができるような速度で進行し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。
4. 下の道路標識は、「車両は、8時から20時までの間は停車してはならない。」ことを示している。



「道路標識、区画線及び道路標識に関する命令」に定める様式
 斜めの帯及び枠を赤色、文字及び縁を白色、地を青色とする。

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法の定めに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を1年間保存しなければならない。
2. 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。また、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。
3. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
4. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、1年を超える期間について締結してはならない。

問19 労働基準法及び労働安全衛生法の定める健康診断に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、労働安全衛生規則に定める既往歴及び業務歴の調査等の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3ヵ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
2. 事業者は、事業者が行う健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。
3. 事業者は、深夜業を含む業務等に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び6ヵ月以内ごとに1回、定期的に、労働安全衛生規則に定める所定の項目について医師による健康診断を行わなければならない。
4. 事業者は、労働安全衛生規則で定めるところにより、深夜業に従事する労働者が、自ら受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した場合において、その健康診断の結果(当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。)に基づく医師からの意見聴取は、当該健康診断の結果を証明する書面が事業者に提出された日から4ヵ月以内に行わなければならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める目的等についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- この基準は、自動車運転者(労働基準法(以下「法」という。))第9条に規定する労働者であって、四輪以上の自動車の運転の業務(厚生労働省労働基準局長が定めるものを除く。)に主として従事する者をいう。以下同じ。)の労働時間等の改善のための基準を定めることにより、自動車運転者の **A** 等の労働条件の向上を図ることを目的とする。
- B** は、この基準を理由として自動車運転者の労働条件を低下させてはならないことはもとより、その **C** に努めなければならない。
- 使用者は、**D** その他の事情により、法第36条第1項の規定に基づき臨時に労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合においても、その時間数又は日数を少なくするように努めるものとする。

- A ① 労働時間 ② 運転時間
 B ① 使用者 ② 労働関係の当事者
 C ① 維持 ② 向上
 D ① 運転者不足 ② 季節的繁忙

問21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。))及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

- 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。))の拘束時間については、1ヵ月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
- 使用者は、トラック運転者の1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。))についての拘束時間については、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、2週間について3回以内とすること。
- 使用者は、業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、改善基準告示第4条の1ヵ月についての拘束時間及び1日の拘束時間等の規定にかかわらず、次の条件の下でトラック運転者を隔日勤務に就かせることができる。
 - 2暦日における拘束時間は、一定の要件に該当する場合を除き、21時間を超えてはならない。
 - 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えなければならない。
- 使用者は、業務の必要上、トラック運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計8時間以上でなければならないものとする。

問22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の3日間の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。))に定める拘束時間及び連続運転時間に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

前日：休日		1日目											終業時刻				
始業時刻	6:30	乗務開始呼	運転	休憩	運転	荷積み	運転	休憩	荷下ろし	運転	休憩	運転	休憩	乗務終了呼	18:40		
		20分	2時間	15分	1時間	20分	1時間	30分	1時間	20分	2時間	30分	10分	1時間	15分	1時間	30分
営業所																	営業所

前日：休日		2日目											終業時刻			
始業時刻	5:00	乗務開始呼	運転	荷積み	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	休憩	荷積み	運転	休憩	乗務終了呼	17:05	
		20分	1時間	20分	1時間	15分	1時間	30分	20分	1時間	30分	3時間	10分	1時間	10分	30分
営業所																営業所

前日：休日		3日目											終業時刻		
始業時刻	5:30	乗務開始呼	運転	休憩	荷下ろし	運転	荷積み	運転	休憩	運転	荷下ろし	運転	休憩	乗務終了呼	17:50
		20分	2時間	15分	20分	2時間	30分	1時間	1時間	2時間	20分	1時間	5分	1時間	30分
営業所															営業所

- 各日の拘束時間は、1日目は12時間10分、2日目は12時間5分、3日目は12時間20分である。
- 各日の拘束時間は、1日目は13時間40分、2日目は12時間5分、3日目は12時間20分である。
- 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び3日目であり、2日目は違反していない。
- 連続運転時間が改善基準告示に違反している勤務日は、1日目及び2日目であり、3日目は違反していない。

問23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の1ヵ月の勤務状況の例を示したものであるが、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める拘束時間及び運転時間等に照らし、次の1～4の中から違反している事項をすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、1人乗務とし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があり、下表の1ヵ月は、当該協定により1ヵ月についての拘束時間を延長することができる月に該当するものとする。また、「時間外労働及び休日労働に関する労働協定」があるものとする。

		(起算日)							週の合計時間
第1週	各日の運転時間	7	6	8	6	7	9	休日	43
	各日の拘束時間	12	10	12	10	12	13		69
第2週	各日の運転時間	8	9	10	11	12	13	14日 休日	75
	各日の拘束時間	13	15	13	9	11	9		40
第3週	各日の運転時間	9	5	10	6	9	5	休日	44
	各日の拘束時間	15	9	16	10	15	9		74
第4週	各日の運転時間	6	7	5	9	9	8	休日	44
	各日の拘束時間	10	10	9	15	14	13		71
第5週	各日の運転時間	8	7	8	23	1ヵ月(第1週～第5週)の合計時間			199
	各日の拘束時間	12	11	12	35				319

(注1) 2週間の起算日は1日とする。
 (注2) 各労働日の始業時刻は午前8時とする。

- 1日についての最大拘束時間
- 当該5週間のすべての日を特定日とした2日を平均した1日当たりの運転時間
- 1日を起算日とし、2週間を平均した1週間当たりの運転時間
- 1日についての拘束時間が15時間を超える1週間の回数

5. 実務上の知識及び能力

問24 運行管理者の日常業務の記録等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運行管理者は、事業用自動車の運転者が他の営業所に転出し当該営業所の運転者でなくなったときは、直ちに、運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載して1年間保存している。
2. 運行管理者は、運行記録計により記録される「瞬間速度」、「運行距離」及び「運行時間」等により運転者の運行の実態や車両の運行の実態を分析し、運転者の日常の乗務を把握し、過労運転の防止及び運行の適正化を図る資料として活用しており、この運行記録計の記録を1年間保存している。
3. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対し、事業用自動車の構造上の特性、貨物の正しい積載方法など事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び自動車の運転に関して遵守すべき事項等について、適切に指導を行うとともに、その内容等について記録し、かつ、その記録を営業所において1年間保存している。
4. 運行管理者は、事業用自動車の運転者に対する乗務前点呼において、酒気帯びの有無については、目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認するとともに、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容等を記録し、かつ、その記録を1年間保存している。

問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車長が長い自動車は、①内輪差が大きくなり、左折時に左側方のバイクや歩行者を巻き込んでしまう、②狭い道路への左折時には、車体がふくらみ、センターラインをはみ出してしまう、③右折時には、車体後部のオーバーハング部が隣接する車線へはみ出して車体後部が後続車に接触する、などの事故の要因となり得る危険性を有していることを運転者に対し指導している。
2. 鉄道車両など関係法令の制限を超えた積載物を運搬する場合は、関係当局から発行された許可証を携帯するとともに、許可の際に付された通行経路・通行時間等の条件を遵守し、運送するよう指導している。また、運行前には、必ず、通行経路の事前情報を入手し、許可された経路の道路状況を確認するよう指導している。
3. 国土交通大臣が認定する適性診断(以下「適性診断」という。)を受診した運転者の診断結果において、「感情の安定性」の項目で、「すぐかとなるなどの衝動的な傾向」との判定が出た。適性診断は、性格等を客観的に把握し、運転の適性を判定することにより、運転業務に適さない者を選任しないようにするためのものであるため、運行管理者は、当該運転者は運転業務に適さないと判断し、他の業務へ配置替えを行った。
4. 飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、個人差はあるが、例えばチューハイ350ミリリットル(アルコール7%)の場合、概ね2時間とされている。事業者は、これらを参考に、社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から飲酒が運転に及ぼす影響等について指導している。

問26 事業用自動車の運転者の健康管理及び就業における判断・対処に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

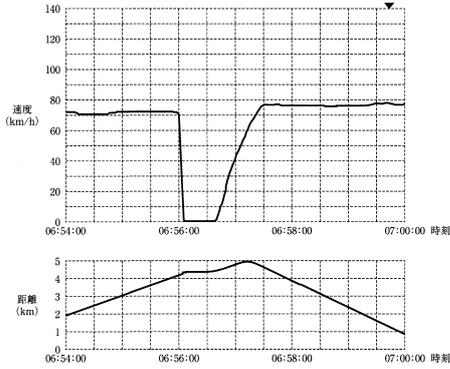
1. 自動車の運転中に、心臓疾患(心筋梗塞、心不全等)や、大血管疾患(急性大動脈解離、大動脈瘤破裂等)が起こると、ショック状態、意識障害、心停止等を生じ、運転者が事故を回避するための行動をとることができなくなり、重大事故を引き起こすおそれがある。そのため、健康起因事故を防止するためにも発症する前の早期発見や予防が重要となってくる。
2. 事業者は、業務に従事する運転者に対し法令で定める健康診断を受診させ、その結果に基づいて健康診断個人票を作成して5年間保存している。また、運転者が自ら受けた健康診断の結果を提出したものについても同様に保存している。
3. 自動車事故報告規則に基づく平成29年中のすべての事業用自動車の乗務員に起因する重大事故報告件数約2,000件の中で、健康起因による事故件数は約300件を占めている。そのうち運転者が死亡に至った事案は60件あり、原因病名別にみると、心臓疾患が半数以上を占めている。
4. 睡眠時無呼吸症候群(SAS)は、大きないびきや昼間の強い眠気など容易に自覚症状を感じやすいので、事業者は、自覚症状を感じていると自己申告をした運転者に限定して、SASスクリーニング検査を実施している。

問27 自動車の運転に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 四輪車を運転する場合、二輪車との衝突事故を防止するための注意点として、①二輪車は死角に入りやすいため、その存在に気づきにくく、また、②二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近く見えたりする特性がある。したがって、運転者に対してこのような点に注意するよう指導する必要がある。
2. アンチロック・ブレーキシステム(ABS)は、急ブレーキをかけた時などにタイヤがロック(回転が止まること)するのを防ぐことにより、車両の進行方向の安定性を保ち、また、ハンドル操作で障害物を回避できる可能性を高める装置である。ABSを効果的に作動させるためには、できるだけ強くブレーキペダルを踏み続けることが重要であり、この点を運転者に指導する必要がある。
3. バン型トラックの後方は、ほとんど死角となって見えない状態となることから、後退時の事故の要因となることがある。その対策として、バックアイカメラを装着して、死角を大きく減少させることができるが、その使用にあたっては、バックアイカメラにも限界があり、過信しないよう運転者に指導する必要がある。
4. 車両の重量が重い自動車は、スピードを出すことにより、カーブでの遠心力が大きくなるため横転などの危険性が高くなり、また、制動距離が長くなるため追突の危険性も高くなる。このため、法定速度を遵守し、十分な車間距離を保つことを運転者に指導する必要がある。

問28 高速自動車国道において、A自動車(車両総重量8トンの事業用トラック)が前方のB自動車とともにほぼ同じ速度で50メートルの車間距離を保ちながらB自動車に追従して走行していたところ、突然、前方のB自動車が急ブレーキをかけたのを認め、A自動車も直ちに急ブレーキをかけ、A自動車、B自動車とも停止した。A自動車、B自動車とも安全を確認した後、走行を開始した。この運行に関する次のア〜ウについて解答しなさい。

なお、下図は、A自動車に備えられたデジタル式運行記録計で上記運行に関して記録された6分間記録図表の一部を示す。



ア 左の記録図表からA自動車の急ブレーキを操作する直前の速度を読み取ったうえで、当該速度における空走距離(危険認知から、その状況を判断してブレーキを操作するという動作に至る間(空走時間)に自動車が行った距離)を求めるとおよそ何メートルか。次の①〜②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。

- ① 15メートル ② 20メートル

イ A自動車の急ブレーキを操作する直前の速度における制動距離(ブレーキが実際に効き始めてから止まるまでに走行した距離)を40メートルとした場合、A自動車が危険を認知してから停止するまでに走行した距離は、およそ何メートルか。次の①〜②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合の空走時間は1秒間とする。

- ① 55メートル ② 60メートル

ウ B自動車が急ブレーキをかけA自動車、B自動車とも停止した際の、A自動車とB自動車の車間距離は、およそ何メートルか。次の①〜②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、この場合において、A自動車の制動距離及び空走時間は上記イに示すとおりであり、また、B自動車の制動距離は35メートルとする。

- ① 25メートル ② 30メートル

問29 荷主から貨物自動車運送事業者に対し、往路と復路において、それぞれ荷積みと荷下ろしを行うよう運送の依頼があった。これを受けて、運行管理者は次に示す「当日の運行計画」を立てた。

この事業用自動車の運行に関する次のア〜ウについて解答しなさい。なお、解答にあたっては、「当日の運行計画」及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

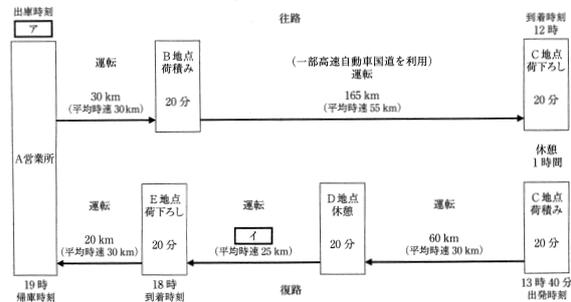
「当日の運行計画」

往路

- A営業所を出庫し、30キロメートル離れたB地点まで平均時速30キロメートルで走行する。
- B地点にて20分間の荷積みを行う。
- B地点から165キロメートル離れたC地点までの間、一部高速自動車国道を利用し、平均時速55キロメートルで走行して、C地点に12時に到着する。20分間の荷下ろし後、1時間の休憩をとる。

復路

- C地点にて20分間の荷積みを行い、13時40分に出発し、60キロメートル離れたD地点まで平均時速30キロメートルで走行する。D地点で20分間の休憩をとる。
- 休憩後、D地点からE地点まで平均時速25キロメートルで走行して、E地点に18時に到着し、20分間の荷下ろしを行う。
- E地点から20キロメートル離れたA営業所まで平均時速30キロメートルで走行し、19時に帰庫する。



ア C地点に12時に到着させるためにふさわしいA営業所の出庫時刻 ア について、次の①〜④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 7時00分 ② 7時20分 ③ 7時40分 ④ 8時00分

イ D地点とE地点間の距離 イ について、次の①〜④の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 45キロメートル ② 50キロメートル
③ 55キロメートル ④ 60キロメートル

ウ 当日の全運行において、連続運転時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に照らし、違反しているか否かについて、次の①〜②の中から正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

- ① 違反していない
② 違反している

問30 平成 28 年中のトラック(最大積載量 5 トン以上)による死亡・重傷事故について、事業用自動車の交通事故統計及び自動車事故報告規則により提出された事故報告書に基づき、下記のとおり、事故の特徴やその要因についての分析結果が導かれた。この分析結果をもとに、【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】の中から【事故防止のための指導】として、A、B、C に当てはまる最も直接的に有効と考えられる組合せを下の枠内の選択肢(①～⑧)からそれぞれ1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、下記に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

【死亡・重傷事故の特徴】

平成 28 年中の最大積載量 5 トン以上のトラックによる死亡・重傷事故 381 件について、車両の走行等の態様別にみると、直進時が 73 %、右折時が 13 %、左折時が 9 %となっている。

直進時の事故	右折時の事故	左折時の事故
<ul style="list-style-type: none"> 直進時の事故のうち 72 % が他の車両等との事故で、このうち高速道路等での追突事故が一番多い。 一般道路での歩行者等との事故は夜間が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 右折時の事故は、歩行者等と他の車両等との事故がそれぞれ約半数となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 左折時の事故のうち 70 % が自転車との事故で、バス・タクシーと比べて巻き込み事故が多い。



【事故の主な要因】

<ul style="list-style-type: none"> (高速道路等での事故) 故障車両などの停止車両への追突 たばこや携帯電話の操作(一般道路での事故) 飲酒運転 動静不注意 伝票の整理によるわき見運転 	<ul style="list-style-type: none"> 対向車から譲られた時の安全確認不足 二輪自動車等の対向車のスピードの誤認 対向車の後方の安全確認不足 	<ul style="list-style-type: none"> 徐行・一時停止の不履行、目視不履行 左折前の確認のみで、左折時の再度の確認の不履行 前方車両への追従 大回りで左折する際の対向車等への意識傾注 車体が大きく死角が多い
---	--	---



【事故防止のための指導】

A	B	C
---	---	---

【事業者及び運行管理者が実施すべき事故低減対策のポイント】

- ア 右折するときは、対向車に注意して徐行するとともに、右折したその先の状況にも十分注意を払い走行するよう運転者に対し指導する。
- イ 運転中は前方不注視となるのを防ぐため、喫煙や携帯電話の使用などは停車してから行うよう運転者に対し指導する。
- ウ 右折するときは、対向車の速度が遅い場合などは自車の速度を落とさず交差点をすばやく右折するよう運転者に対し指導する。
- エ 大型車などは、内輪差が大きく、左側方の自転車や歩行者を巻き込んでしまう危険があることから、慎重に安全を確認してから左折するよう運転者に対し指導する。
- オ 右折時に対向車が接近しているときは、その通過を待つとともに、対向車の後方も車がいるかもしれないと予測して、対向車の通過後に必ずその後方の状況を確認してから右折するよう運転者に対し指導する。
- カ 運転者の飲酒習慣を把握し、必要と考えられる運転者に対し、運転者の画像が確認できるアルコールチェッカーを運行時に携帯させ、随時運転者の飲酒状況をチェックできるようにする。
- キ 衝突被害軽減ブレーキを装着したトラックの運転者に対しては、当該装置は、いかなる走行条件においても、前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合には、確実にレーダー等で検知したうえで自動的にブレーキが作動し、衝突を確実に回避できるものであることを十分理解させる。
- ク 二輪自動車は車体が小さいため速度を誤認しやすいことから、右折の際は、対向する二輪自動車との距離などに十分注意するよう運転者に対し指導する。
- ケ 左折するときは、あらかじめ交差点の手前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行するよう運転者に対し指導する。
- コ 伝票等の確認は、走行中はわき見が原因で事故につながる可能性が高いことから、安全な場所に移動し停止した後に行うよう運転者に対し指導する。
- サ 交差点を左折するときに、その進路の前方にある横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合は、当該横断歩道を徐行し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行するよう運転者に対し指導する。
- シ 左折する際は、左折前の確認に加えて、左折時にも再度歩行者や自転車等がいないかをミラーや直視で十分確認するよう運転者に対し指導する。

① アウオ	② アウク	③ アオク	④ イカキ
⑤ イカコ	⑥ イカサ	⑦ エケサ	⑧ エケシ

令和 2 年度第 1 回運行管理者試験問題正答表 (貨物)

(令和 2 年 8 月 2 3 日実施)

問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6
4	2, 3	2	4	2, 4	2, 4
問 7	問 8	問 9	問 10	問 11	問 12
A:2 B:2 C:1	4	2	2	A:1 B:2 C:5 D:2	1
問 13	問 14	問 15	問 16	問 17	問 18
3	3	A:2 B:1 C:1	1	1, 2	2, 3
問 19	問 20	問 21	問 22	問 23	問 24
4	A:1 B:2 C:2 D:2	1, 3	2, 4	2	適 2, 4 不適 1, 3
問 25	問 26	問 27	問 28	問 29	問 30
1, 2	適 1, 2, 3 不適 4	適 2, 3, 4 不適 1	A:2 イ:2 ウ:1	A:3 イ:2 ウ:1	A:5 B:3 C:8

トラック共生の森
夏の下草刈り作業

鳥下協

【鳥取】鳥取県トラック協会（川上和人会長）は6月27日、伯耆町の一とつとり花回廊に設けられたトラック共生の森で、初夏の下草刈り作業を行った。県と伯耆町との3者で、花回廊内にある森林1畝分について森林保全・管理協定を2017年9月に締結。以降、5年間にわたり年2回実施する計画となっている。

この日は西部地区の会員を中心とした協会関係者22人のほか、県の森林づくり推進課、西部総合事務所、町からも4人が参加。強い日差しの下で慎重に作業を進め、開始から約1時間で下草刈りや傷んだ添え木の補修作業などを終えた。なお、新型コロナウイルス感染症予防として、手指の消毒やマスク着用、作業中の距離の確保など対策を講じた。

事務局は「植樹した苗木の苗木も順調に生育していた。これからも大切にしたい」と説明。次回は9月に行う。（矢野孝明）



西部地区を中心に多くの
会員が参加

2020年（令和2年）7月31日（金）
物流ニッポン

会員事業所の異動

※お願い

営業所や車庫の変更・移転、代表者の変更などあった場合は協会宛にお知らせ頂きますようお願いいたします。
（届出書類のコピー・認可状のコピーなどをFAX頂けると幸いです）

※事業者名変更（会員名簿P. 11）

事業者名	新・旧別	名称	住所
株赤碕トランスネット	新	株赤碕トランスネット	東伯郡琴浦町八幡 174-1
	旧	有赤碕清掃	東伯郡琴浦町赤碕 1986-2

※代表者名変更（会員名簿P. 21）

事業者名	新・旧別	氏名
株日本海通商	新	後藤 篤志
	旧	西谷 和弘

※新入会事業者

許可年月日	事業者名	白バラ企画(有)	代表者	寒河江 由岐夫
H31.4.4	営業所所在地	〒689-2303 東伯郡琴浦町徳万461-4		
		電話	0858-53-1899	FAX 0858-53-1940
		業種別	一般貨物	
許可年月日	事業者名	株西村工業	代表者	西村 英明
R1.10.8	営業所所在地	〒684-0032 境港市元町1878		
		電話	0859-44-4510	FAX 0859-49-3019
		業種別	一般貨物	
許可年月日	事業者名	株風物流 米子営業所	代表者	風 秀 樹
R2.5.8	営業所所在地	〒689-3403 米子市淀江町西原115-1		
		電話	0859-56-3333	FAX 0859-56-2222
		業種別	一般貨物	

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について

(令和2年7月)

令和2年8月3日
(公社)全日本トラック協会
日本貨物運送協同組合連合会

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和2年7月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和2年7月の運賃指数の概要

1. 令和2年7月の運賃指数は、前月比3ポイント増、前年同月比10ポイント減の114であった。
2. 7月末現在の求車登録件数は55,631と前年同月比55,075減(49.7%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

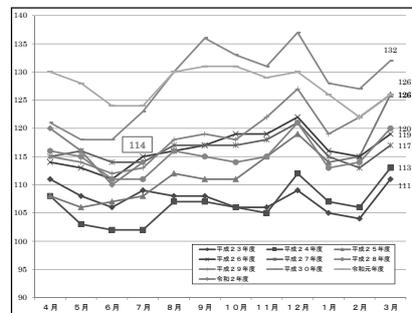
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
加入者数(ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,441	5,259	5,694	5,916
対象成約件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,94	180,849	206,064	273,182	277,064	288,956	78,634

※令和2年度は7月末現在

2. 荷物情報(求車)件数

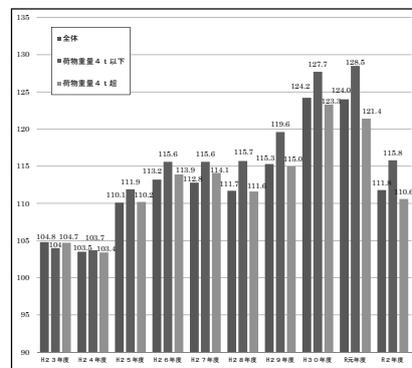
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949	1,431,478	182,527

荷物情報(求車)	令和2年7月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	55,631	-55,075	-49.70%	19,594	54.40%
成約件数	19,783	-5,207	-20.80%	1,051	5.60%
成約率	35.60%	13.0ポイント	—	-16.4ポイント	—



3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	114								



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2	124.0	111.8
荷物重量 4t以下	100	104.0	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7	128.5	115.8
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3	121.4	110.6

※令和2年度は7月末現在

○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷)それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や備車の確保、季節変動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先経営改善事業部 金子・大橋・長嶋
TEL 03-3354-1056

適正化事業・巡回指導報告書

令和2年7月実施分

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関 川上部長

事業所	通常	新規	特別	合計			
巡回件数	21件	2件	0件	23件			
パトロール延出動台(日)数				14台			
調査事項					指導件数	ワースト5	
I. 事業計画等							
○	(1)主たる事務所・営業所				1	3	
	(2)事業用自動車				1	3	
○	(3)自動車車庫				1	3	
	(4)休憩・睡眠施設位置能力				1	3	
	(5)休憩・睡眠施設管理保守				0		
	(6)届出事項				0		
○	(7)白トラ				0		
○	(8)名義貸し等				0		
II. 帳票類の整備、報告等							
	(1)事故記録				0		
	(2)事故報告書				0		
	(3)運転者台帳				2	2	
	(4)車両台帳				0		
	(5)事業報告書等				1	3	
III. 運行管理等							
	(1)運行管理規程				0		
	(2)運行管理者選任				1	3	
	(3)運行管理者講習				0		
	(4)運転者の確保				0		
◎	(5)過労防止				0		
◎	(6)過積載			☆	0		
◎	(7)点呼の実施				1	3	
○	(8)乗務記録				1	3	
○	(9)運行記録計			☆	1	3	
○	(10)運行指示書				0		
◎	(11)安全確保指導				1	3	
○	(12)特別指導				4	1	
○	(13)適性診断				4	1	
IV. 車両管理等							
	(1)整備管理規程				0		
	(2)整備管理者選任				1	3	
	(3)整備管理者研修				0		
	(4)日常点検				0		
◎	(5)定期点検				0		
V. 労基法等							
○	(1)就業規則				2	2	
	(2)36協定				1	3	
	(3)労働時間				0		
○	(4)健康診断				2	2	
VI. 法定福利							
○	(1)労災雇用保険				0		
○	(2)健康厚生年金				0		
VII. 運輸安全マネジメント							
	(1)運輸安全マネジメント				2	2	
指導件数合計					28		

(注)○重点項目 ◎最重点項目 ☆霊柩運送は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	18	3	0	0	0	0	21
新規	0	0	0	1	1	0	2
特別	0	0	0	0	0	0	0
合計	18	3	0	1	1	0	23

軽油価格推移表 (2020年7月)

令和2年8月25日現在
(公社)全日本トラック協会

全地区 (沖縄除)

単純集計表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
	89.09	88.19	76.27	77.34	91.37	87.45

元売別集計表

元 売 名	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
J X T G エネルギ	85.79	88.70	76.27	77.56	87.65	87.53
出 光	94.23	87.67	75.66	77.36	97.96	88.92
昭 和 シ ェ ル		93.99	77.86	77.98	112.92	90.19
エクソンモービル						
キ グ ナ ス		91.00		78.10		88.92
コ ス モ		86.60	76.00	76.80		87.06
そ の 他	82.96	86.72	75.90	77.25	88.28	86.76

月間購入量別集計表

月間購入量	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30キロリットル未満	89.75	89.55	76.42	77.50	91.70	87.86
30～50キロリットル未満		81.97	75.37	77.07	91.65	84.46
50～100キロリットル未満	78.63	79.32	76.29	77.13	87.50	83.80
100キロリットル以上		78.90		76.88		83.80

支払期限別集計表

支 払 期 限	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
30日未満	83.37	90.01	76.70	77.64		86.58
30～60日未満	88.38	87.69	76.91	77.40	92.33	87.60
60日以上	97.43	87.54	75.64	76.98	79.80	88.27

軽油価格推移表

	スタンド平均		ローリー平均		カード平均	
	中国地区	全地区	中国地区	全地区	中国地区	全地区
2020年3月	92.88	95.35	86.33	84.47	94.74	93.33
2020年4月	84.34	84.14	71.37	70.91	85.77	81.79
2020年5月	80.63	79.04	66.31	66.60	81.41	76.50
2020年6月	85.08	84.53	73.23	73.65	92.56	83.60
2020年7月	89.09	88.19	76.27	77.34	91.37	87.45

2020年度 NASVA 鳥取支所開業日カレンダー

□ 適性診断開業日 ○ 祝日を表しています。 △ 一部制限あり

2020年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●適性診断について

インターネットまたはお電話での予約が必要です。

電話 0857-24-0802

会場 鳥取県トラック協会2階

住所 鳥取市丸山町219番1

時間帯

- ① 9:00の部
- ② 10:30の部
- ③ 13:30の部
- ④ 15:00の部



ナスバは安全・安心のパートナー

～頼れるナスバ、寄り添うナスバ～

独立行政法人 自動車事故対策機構

8月 業務日誌

1日	(土)	鳥ト協 運行管理者試験事前研修会	鳥取市
3日	(月)	大山町地域公共交通会議	大山町
4日	(火)	全ト協 青年部会全国代表者協議会	WEB 会議
5日	(水)	運送業界応援プロジェクト実行委員会	鳥取市
19日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議 全ト協「標準的な運賃」事務局説明会	鳥取市 WEB 会議
23日	(日)	令和2年度第1回運行管理者試験	鳥取市
24日	(月)	「ゼロ災55」無災害運動実施打合せ会議	鳥取市
26日	(水)	県国土強靱化地域計画推進評価会議 県道路交通渋滞対策部会	鳥取市
28日	(金)	フォークリフト運転技能講習(学科)	鳥取市
29~31日	(土)~(月)	フォークリフト運転技能講習(実科)	鳥取市

9月 行事予定

2日	(水)	鳥ト協 事故防止セミナー	米子市
3日	(木)	鳥ト協 事故防止セミナー	鳥取市
8日	(火)	鳥取県 物流効率化生産性向上 Web セミナー	WEB セミナー
9日	(水)	運輸支局 適正化連絡会議	鳥取市
10日	(木)	事故対 ガイドラインセミナー	東伯郡
14日	(月)	鳥ト協 健康起因事故防止セミナー 中ト協 トレーラ事故防止・特車制度研修会	鳥取市 広島市
17日	(木)	鳥ト協 適正化事業委員会	鳥取市
19日	(土)	事故対 運行管理者等一般講習	鳥取市
20日	(日)	中部地区親睦レクリエーション	東伯郡
24日	(木)	事故対 ガイドラインセミナー	鳥取市
26日	(土)	鳥ト協 トラック共生の森	西伯郡
29日	(火)	全ト協 適正化事業委員会 商工会議所 学校キャラバン隊	東京都 鳥取市
30日	(水)	鳥ト協 児童絵画コンテスト選考会	鳥取市

自動車保険は 「トラック交通共済」へ

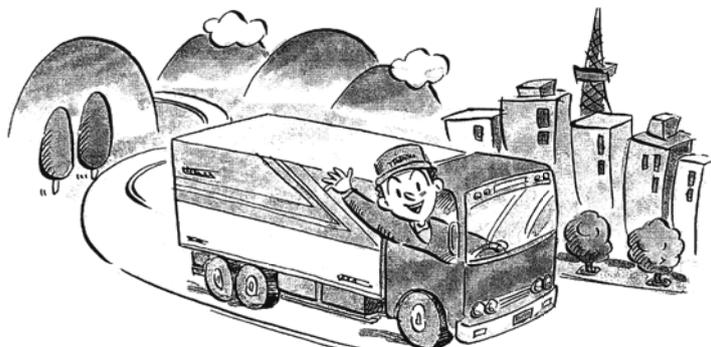
トラック交通共済は、緑ナンバートラック事業者の相互扶助組織として営利を目的とせず割安な掛金で運営しております。

取扱っている保険の種目

対人、対物、車両、搭乗者で、対人・対物は無制限、車両は2,000万円、搭乗者は1,000万円までです。

自賠責保険も直営で取扱っております

ご一報頂ければ、係員が参上し詳細ご説明申し上げます。



鳥取市丸山町219-1 (一社)鳥取県トラック協会内
中国トラック交通共済協同組合 TEL(0857)27-5226
鳥取県支所 (支所長 藤川謙次) FAX(0857)27-5260
事故・相談は、転送電話で24時間受付体制

トラック交通共済の夜間・休日事故受付

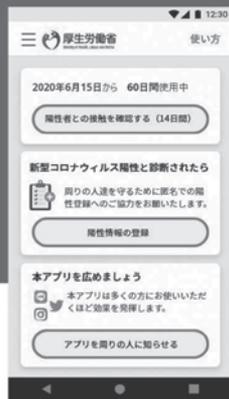
【平日・夜間】PM5:20~AM8:30【土曜・日曜・祝祭日】24時間対応



0120-94-1356 (JNS)

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。



*画面イメージ

厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ
(略称: COCOA)
COVID-19 Contact Confirming Application

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の
感染者と接触した可能性について、通知を受け取
ることができる、スマートフォンのアプリです

- 本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるアプリです。
- 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

1メートル以内、15分以上の接触した可能性



- ・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはありません
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません
- ※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します
- ※記録は14日経過後に無効となります
- ※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません
- ※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



内閣官房

新型コロナウイルス感染症対策推進室
情報通信技術(IT)総合戦略室



緑ナンバートラックは、安全・安心を第一に皆様の暮らしを運びます

一般 鳥取県トラック協会
社団法人

鳥取県貨物自動車運送適正化事業実施機関

陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部

鳥取事務所 / 〒680-0006 鳥取市丸山町219番1 TEL (0857)22-2694 FAX(0857)27-7051

URL <http://www.torakyo-tottori.or.jp> E-mail info@torakyo-tottori.or.jp

倉吉事務所 / 〒682-0017 倉吉市清谷町2丁目113 TEL (0858)26-4770 FAX(0858)26-4772

米子事務所 / 〒689-3547 米子市流通町1381-4 TEL (0859)27-3041 FAX(0859)27-1616